

公開買付説明書の訂正事項分

(第4回)

2026年2月

TCG2509株式会社

(対象者：株式会社ホギメディカル)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	TCG2509株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 斎藤 玄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	TCG2509株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含み

ます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参考書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

(注12) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第2項但書に基づき、同項本文所定の待機期間が短縮され、対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年3月2日まで延長し、公開買付期間を45営業日に延長することになったことから、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である2025年12月18日付公開買付開始公告（2025年12月25日付、2026年1月6日付及び同年2月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年2月5日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置
- ⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

- ② 外国為替及び外国貿易法
- (3) 許可等の日付及び番号

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

- (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等
- ③ 届出日以後に借入れを予定している資金
- イ 金融機関
- ④ その他資金調達方法

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

- (2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長すること（以下「本買付条件変更」といいます。）となりました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長すること（以下「本買付条件変更(1)」といいます。）となりました。

その後、当該届出に関し、法定の待機期間が短縮され、2026年2月13日より対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年3月2日まで延長すること（以下「本買付条件変更(2)」といいます。）となりました。

<後略>

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

上記「① 入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ（法第27条の2第2項、令第8条第1項）、公開買付期間を30営業日に設定しております（なお、本買付条件変更により、公開買付期間は40営業日に延長されています。）。

<後略>

(訂正後)

上記「① 入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ（法第27条の2第2項、令第8条第1項）、公開買付期間を30営業日に設定しております（なお、本買付条件変更(1)により、公開買付期間は40営業日に延長され、本買付条件変更(2)により、公開買付期間は45営業日に延長されています。）。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年12月18日（木曜日）から2026年 <u>2月20日</u> （金曜日）まで（ <u>40</u> 営業日）
公告日	2025年12月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年12月18日（木曜日）から2026年 <u>3月2日</u> （月曜日）まで（ <u>45</u> 営業日）
公告日	2025年12月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

② 外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮され、本株式取得が可能となった場合には、公開買付者は速やかに、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出し、それに伴い、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日より起算して10営業日を経過した日まで延長する予定です。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2026年2月13日より本株式取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

① 独占禁止法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年11月20日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）	公経企第1321号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 公経企第1322号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

(訂正後)

① 独占禁止法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年11月20日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）	公経企第1321号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 公経企第1322号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

② 外国為替及び外国貿易法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2026年2月12日	JD第1861号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	5,580,000
合計(a)+(b)+(c)	144,633,049,200

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	6,865,000
合計(a)+(b)+(c)	144,634,334,200

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） 借入期間：1年（満期一括返済） 金利：短期プライムレートに基づく変動金利 担保：預金債権等	12,500,000
計(b)				12,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から12,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） 借入期間：1年（満期一括返済） 金利：短期プライムレートに基づく変動金利 担保：預金債権等	12,500,000
計(b)				12,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から12,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

④【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額（千円）
公開買付者親会社による出資（注1、2、3、4）	140,500,000
計(d)	140,500,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から140,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注2) 公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額のうち73,000,000千円を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権の全てを所有しているカーライル・ファンドから上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、カーライル・ファンドから73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。さらに、カーライル・ファンドは、Carlyle Japan Partners V, L.P.（以下「CJP」といいます。）及びCarlyle Japan International Partners V, L.P.（以下「CJIP」といいます。）と併せて「主要ファンド」といいます。）から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、CJPから16,993,437,149円及びCJIPから56,006,562,851円（合計73,000,000千円）を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注3) 公開買付者は、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社及びカーライル・ファンドを通じて、主要ファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、主要ファンドの出資の確実性を確認しております。CJP及びCJIPは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。CJPの投資家は、日本国内の銀行及び他の金融機関、保険会社、資産運用会社、公的年金基金、企業年金及び労働組合、投資会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家であり、CJIPの投資家は、日本国外の政府系投資機関、銀行及び他の金融機関、保険会社、公的年金基金、企業年金、資産運用会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家です（以下、主要ファンドの投資家を「主要ファンド投資家」といいます。）。主要ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各主要ファンドに金銭出資を行うことを約束しており（以下、当該上限額を「コミットメント金額」といいます。）、当該各主要ファンドを運営する者（以下「運営者」といいます。）から、投資期間内に金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部の主要ファンド投資家について当該義務が履行されなかった場合、他の主要ファンド投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかつた分について、自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する義務を負っているため、各主要ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。
- (注4) 公開買付者親会社は、上記の出資のために使用する金額のうち、26,981,000千円を株式会社三菱UFJ銀行からの融資により、19,481,000千円を株式会社三井住友銀行からの融資により、11,688,000千円を株式会社横浜銀行からの融資により、5,454,000千円を三井住友信託銀行株式会社からの融資により、3,896,000千円を株式会社SBI新生銀行からの融資により調達する予定であり、当該各融資の裏付として、株式会社三菱UFJ銀行から26,981,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社三井住友銀行から19,481,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社横浜銀行から11,688,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、三井住友信託銀行株式会社から5,454,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社SBI新生銀行から3,896,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2025年12月17日付で取得しております。なお、当該各融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である各融資証明書記載のものが当該各融資に係る契約書において定められる予定です。

(訂正後)

内容	金額（千円）
公開買付者親会社による出資（注1、2、3、4）	140,500,000
計(d)	140,500,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から140,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注2) 公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額のうち73,000,000千円を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権の全てを所有しているカーライル・ファンドから上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、カーライル・ファンドから73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。さらに、カーライル・ファンドは、Carlyle Japan Partners V, L.P.（以下「CJP」といいます。）及びCarlyle Japan International Partners V, L.P.（以下「CJIP」といいます。）と併せて「主要ファンド」といいます。）から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、CJPから16,993,437,149円及びCJIPから56,006,562,851円（合計73,000,000千円）を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注3) 公開買付者は、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社及びカーライル・ファンドを通じて、主要ファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、主要ファンドの出資の確実性を確認しております。CJP及びCJIPは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。CJPの投資家は、日本国内の銀行及び他の金融機関、保険会社、資産運用会社、公的年金基金、企業年金及び労働組合、投資会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家であり、CJIPの投資家は、日本国外の政府系投資機関、銀行及び他の金融機関、保険会社、公的年金基金、企業年金、資産運用会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家です（以下、主要ファンドの投資家を「主要ファンド投資家」といいます。）。主要ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各主要ファンドに金銭出資を行うことを約束しており（以下、当該上限額を「コミットメント金額」といいます。）、当該各主要ファンドを運営する者（以下「運営者」といいます。）から、投資期間内に金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられています。また、一部の主要ファンド投資家について当該義務が履行されなかった場合、他の主要ファンド投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について、自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する義務を負っているため、各主要ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。
- (注4) 公開買付者親会社は、上記の出資のために使用する金額のうち、26,981,000千円を株式会社三菱UFJ銀行からの融資により、19,481,000千円を株式会社三井住友銀行からの融資により、11,688,000千円を株式会社横浜銀行からの融資により、5,454,000千円を三井住友信託銀行株式会社からの融資により、3,896,000千円を株式会社SBI新生銀行からの融資により調達する予定であり、当該各融資の裏付として、株式会社三菱UFJ銀行から26,981,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社三井住友銀行から19,481,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社横浜銀行から11,688,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、三井住友信託銀行株式会社から5,454,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社SBI新生銀行から3,896,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2026年2月13日付で取得しております。なお、当該各融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である各融資証明書記載のものが当該各融資に係る契約書において定められる予定です。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年3月2日（月曜日）

(訂正後)

2026年3月9日（月曜日）

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は284円に相当します（具体的には、対象者が2025年6月19日に提出した第64期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額61,225百万円の10%に相当する額である6,122.5百万円を、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剩余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円（注））未満であると見込まれるものを見きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円）未満であると見込まれるものを見きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は284円に相当します（具体的には、対象者が2025年6月19日に提出した第64期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額61,225百万円の10%に相当する額である6,122.5百万円を、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

公開買付説明書の訂正事項分

(第3回)

2026年2月

TCG2509株式会社

(対象者：株式会社ホギメディカル)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	TCG2509株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 斎藤 玄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	TCG2509株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含み

ます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参考書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

(注12) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者が、2026年2月4日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行ったことに伴い、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書（2025年12月25日付及び2026年1月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長し、公開買付期間を40営業日に延長することとなったことから、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年12月18日付公開買付開始公告（2025年12月25日付、2026年1月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置
- ⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

- ② 外国為替及び外国貿易法

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

- (2) 決済の開始日

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公司買付けの概要

(訂正前)

<前略>

今般、公開買付者は、2025年12月17日、対象者を完全子会社化することを目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び対象者の取締役が保有する譲渡制限付株式(合計10,896株、所有割合(注2):0.05%)(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)を除きます。)を取得するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公司買付けを本書提出日から開始することを決定いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

今般、公開買付者は、2025年12月17日、対象者を完全子会社化することを目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び対象者の取締役が保有する譲渡制限付株式(合計10,896株、所有割合(注2):0.05%)(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)を除きます。)を取得するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公司買付けを本書提出日から開始することを決定いたしました。

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されました。これに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長すること(以下「本買付条件変更」といいます。)となりました。

<後略>

(4) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性等を担保するための措置

⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

上記「① 入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ(法第27条の2第2項、令第8条第1項)、公開買付期間を30営業日に設定しております。

<後略>

(訂正後)

上記「① 入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ(法第27条の2第2項、令第8条第1項)、公開買付期間を30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更により、公開買付期間は40営業日に延長されています。)。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年12月18日（木曜日）から2026年2月 <u>5</u> 日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年12月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年12月18日（木曜日）から2026年2月 <u>20</u> 日（金曜日）まで（40営業日）
公告日	2025年12月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

② 外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、公開買付期間中に、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行うことを予定しております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公司買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整いましたので、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。なお、当該待機期間が短縮され、本株式取得が可能となった場合には、公開買付者は速やかに、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出し、それに伴い、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日より起算して10営業日を経過した日まで延長する予定です。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公司買付けの撤回等を行うことがあります。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	4,497,000
合計(a) + (b) + (c)	144,631,966,200

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	5,580,000
合計(a) + (b) + (c)	144,633,049,200

<後略>

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年2月13日（金曜日）

(訂正後)

2026年3月2日（月曜日）

公開買付説明書の訂正事項分

(第2回)

2026年1月

TCG2509株式会社

(対象者：株式会社ホギメディカル)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	TCG2509株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 斎藤 玄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	TCG2509株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者は米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成される

ことを保証するものではありません。本書及び本書の参考書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注10) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年12月18日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年12月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2025年12月18日付公開買付開始公告（2025年12月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー（Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC）（以下「GMO」といいます。）が所有する対象者株式の数に誤りがあることが判明し、GMOとの間で締結していた本応募契約（GMO）の変更契約を2026年1月6日付けで締結したことにより、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公司買付けの概要
- (2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公司買付け後の経営方針
 - ① 本公司買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程
- (3) 本公司買付けに関する重要な合意
- (4) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性等を担保するための措置

8 買付け等に要する資金

- (1) 買付け等に要する資金等

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

さらに、本公開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー (Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC) (以下「GMO」といいます。) (所有株式数 : 2,237,900株、所有割合 : 10.38%)との間で応募契約(以下「本応募契約(GMO)」といいます。)を締結し、①GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,237,900株(所有割合 : 10.38%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び②公開買付者が、GMOに対し、本スクイーズアウト手続の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大5%程度を間接的に取得する機会を提供すること(以下「本LP持分取得(GMO)」といい、本LP持分取得(ダルトングループ)と総称して「本LP持分取得」といいます。なお、本LP持分取得(GMO)が行われる場合のGMOによるLP持分の取得割合は未定です。) (注3)を合意しております。本LP持分取得(ダルトングループ)と本LP持分取得(GMO)それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ(両者の異同を含みます。)は未定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

さらに、本公開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー (Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC) (以下「GMO」といいます。) (所有株式数 : 2,256,100株、所有割合 : 10.46%)との間で応募契約(その後の変更を含み、以下「本応募契約(GMO)」といいます。)を締結し、①GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,256,100株(所有割合 : 10.46%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び②公開買付者が、GMOに対し、本スクイーズアウト手続の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大5%程度を間接的に取得する機会を提供すること(以下「本LP持分取得(GMO)」といい、本LP持分取得(ダルトングループ)と総称して「本LP持分取得」といいます。なお、本LP持分取得(GMO)が行われる場合のGMOによるLP持分の取得割合は未定です。) (注3)を合意しております。本LP持分取得(ダルトングループ)と本LP持分取得(GMO)それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ(両者の異同を含みます。)は未定です。

なお、公開買付者は、本応募契約(GMO)の締結にあたり、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株(所有割合 : 10.38%)であると連絡を受けており、当該株式数はGMOが2024年8月5日付で提出した対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No.4に記載された株式数と一致するため、本応募契約(GMO)締結時において、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株(所有割合 : 10.38%)であると認識しておりました。その後、公開買付者は、2025年12月26日、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株(所有割合 : 10.38%)よりも18,200株(所有割合 : 0.08%)多い2,256,100株(所有割合 : 10.46%)であることが判明しましたとの連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2026年1月6日、GMOが本応募契約(GMO)において本公開買付けに応募する義務を負う、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数について、2,237,900株(所有割合 : 10.38%)から2,256,100株(所有割合 : 10.46%)に変更することを内容とする本応募契約(GMO)の変更契約を締結いたしました。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

さらに、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年11月29日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得（GMO）を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年12月25日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得（GMO）を含む本応募契約（GMO）の内容について合意いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

さらに、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年11月29日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得（GMO）を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年12月25日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得（GMO）を含む本応募契約（GMO）の内容について合意いたしました。

また、公開買付者は、本応募契約（GMO）の締結にあたり、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると連絡を受けており、当該株式数はGMOが2024年8月5日付で提出した対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No.4に記載された株式数と一致するため、本応募契約（GMO）締結時において、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると認識しておりました。その後、公開買付者は、2025年12月26日、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）よりも18,200株（所有割合：0.08%）多い2,256,100株（所有割合：10.46%）であることが判明したとの連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2026年1月6日、GMOとの間で、GMOが本応募契約（GMO）において本公開買付けに応募する義務を負う、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数について、2,237,900株（所有割合：10.38%）から2,256,100株（所有割合：10.46%）に変更することを内容とする本応募契約（GMO）の変更契約を締結いたしました。

<後略>

(3) 本公開買付けに関する重要な合意
(訂正前)

<前略>

③ 本応募契約 (GMO)

公開買付者は、2025年12月25日付で、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,237,900株（所有割合：10.38%）の全てについて、本公開買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約 (GMO) 以外に、GMOとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からGMOに対して供与される利益は存在しません。本応募契約 (GMO) において、GMOによる応募の前提条件は規定されておりません（注3）。

<後略>

(訂正後)

<前略>

③ 本応募契約 (GMO)

公開買付者は、2025年12月25日付で、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,256,100株（所有割合：10.46%）の全てについて、本公開買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。また、公開買付者は、本応募契約 (GMO) の締結にあたり、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると連絡を受けており、当該株式数はGMOが2024年8月5日付で提出した対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No.4に記載された株式数と一致するため、本応募契約 (GMO) 締結時において、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると認識しておきました。その後、公開買付者は、2025年12月26日、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）よりも18,200株（所有割合：0.08%）多い2,256,100株（所有割合：10.46%）であることが判明したとの連絡を受けました。そのため、公開買付者は、2026年1月6日、GMOとの間で、GMOが本応募契約 (GMO) において本公開買付けに応募する義務を負う、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の数について、2,237,900株（所有割合：10.38%）から2,256,100株（所有割合：10.46%）に変更することを内容とする本応募契約 (GMO) の変更契約を締結いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約 (GMO) 以外に、GMOとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からGMOに対して供与される利益は存在しません。本応募契約 (GMO) において、GMOによる応募の前提条件は規定されておりません（注3）。

<後略>

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

(訂正前)

<前略>

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約（ダルトングループ）を締結したダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになります。なお、その後、本応募契約（GMO）が締結されたことにより、GMOが所有する対象者株式数（2,237,900株）を控除した場合には、買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を若干下回ることになりましたが、その下回る数は509,137株（所有割合：2.36%）にすぎないこと、本応募契約（GMO）の締結については本公開買付け開始時において一般株主の立場であったGMOから本公開買付けへの賛同が得られたと評価することもできること、公開買付者への確認及び本応募契約（GMO）の内容を考慮すれば、本応募契約（GMO）に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと判断できることを踏まえ、対象者は、対象者のリーガル・アドバイザーから助言を受け、かかる変更によっても本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性・妥当性、及び本取引の条件の公正性・妥当性が損なわれるものではないと判断しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約（ダルトングループ）を締結したダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになります。なお、その後、本応募契約（GMO）が締結されたことにより、GMOが所有する対象者株式数（2,256,100株）を控除した場合には、買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を若干下回ることになりましたが、その下回る数は518,237株（所有割合：2.40%）にすぎないこと、本応募契約（GMO）の締結については本公開買付け開始時において一般株主の立場であったGMOから本公開買付けへの賛同が得られたと評価することもできること、公開買付者への確認及び本応募契約（GMO）の内容を考慮すれば、本応募契約（GMO）に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと判断できることを踏まえ、対象者は、対象者のリーガル・アドバイザーから助言を受け、かかる変更によっても本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性・妥当性、及び本取引の条件の公正性・妥当性が損なわれるものではないと判断しているとのことです。

<後略>

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	<u>4,100,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	144,631,569,200

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	<u>4,497,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	144,631,966,200

<後略>

公開買付説明書の訂正事項分

2025年12月

TCG2509株式会社

(対象者：株式会社ホギメディカル)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	TCG2509株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 斎藤 玄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	TCG2509株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行ふことが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注10) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、

実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

(注11) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公司買付けの開始前、又は本公司買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公司買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年12月18日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年12月18日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー (Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC) との間で応募契約を締結したこと及び記載事項の一部に誤記があったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事由が生じましたので、法第27条の8第1項及び法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 - ① 本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程
- (3) 本公開買付けに関する重要な合意
- (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

8 買付け等に要する資金

- (1) 買付け等に要する資金等

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月17日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトンInc.」といい（所有株式数：3,419,300株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC及びダルトンInc.並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に取得すること（以下「本LP持分取得」といいます。なお、ダルトングループ各社によるLP持分の取得割合は未定です。）（注3）を合意しております。本LP持分取得の時期及び本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注3) 本LP持分取得におけるリミテッド・パートナー持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である6,700円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループから本LP持分取得を受ける理由は、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本LP持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループによる本LP持分取得は、ダルトングループによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

(注4) 本公開買付けにおける買付予定数の下限（14,362,400株、所有割合：66.62%）は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）に係る議決権の個数（215,597個）に、3分の2を乗じた数（143,732個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限付株式（10,896株）に係る議決権の個数（108個）を控除した数（143,624個）に、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数（14,362,400株）に設定しております。なお、買付予定数の下限（14,362,400株）は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるよう設定したものです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月17日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役6名のうち、James B. Rosenwald III氏を除く5名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権行使していることから（なお、James B. Rosenwald III氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているDalton Investments, Inc.においてChief Investment Officerとして在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、James B. Rosenwald III氏は、本譲渡制限付株式を保有していないとのことです。）、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月17日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー (NAVF Select LLC)（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.)（以下「ダルトンInc.」といい（所有株式数：3,419,300株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC及びダルトンInc.並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約(ダルトングループ)」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に取得すること（以下「本LP持分取得(ダルトングループ)」といいます。なお、ダルトングループ各社によるLP持分の取得割合は未定です。）（注3）を合意しております。

さらに、本公開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー (Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC)（以下「GMO」といいます。）（所有株式数：2,237,900株、所有割合：10.38%）との間で応募契約（以下「本応募契約(GMO)」といいます。）を締結し、①GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,237,900株（所有割合：10.38%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②公開買付者が、GMOに対し、本スクイーズアウト手続の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大5%程度を間接的に取得する機会を提供すること（以下「本LP持分取得(GMO)」といい、本LP持分取得(ダルトングループ)と総称して「本LP持分取得」といいます。なお、本LP持分取得(GMO)が行われる場合のGMOによるLP持分の取得割合は未定です。）（注3）を合意しております。本LP持分取得(ダルトングループ)と本LP持分取得(GMO)それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ（両者の異同を含みます。）は未定です。

本LP持分取得(ダルトングループ)の時期及び本応募契約(ダルトングループ)の詳細並びに本LP持分取得(GMO)の時期及び本応募契約(GMO)の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注3) 本LP持分取得におけるリミテッド・パートナーシップ持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である6,700円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループ及びGMOから本LP持分取得を受ける理由は、ダルトングループについては、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本LP持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものであり、GMOについては、GMOが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもGMOからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループ及びGMOによる本LP持分取得は、ダルトングループ及びGMOによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

(注4) 本公開買付けにおける買付予定数の下限（14,362,400株、所有割合：66.62%）は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）に係る議決権の個数（215,597個）に、3分の2を乗じた数（143,732個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限付株式（10,896株）に係る議決権の個数（108個）を控除した数（143,624個）に、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数（14,362,400株）に設定しております。なお、買付予定数の下限（14,362,400株）は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子

会社化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるように設定したものです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月17日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役6名のうち、James B. Rosenwald III氏を除く5名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから（なお、James B. Rosenwald III氏は、公開買付者との間で本応募契約（ダルトングループ）を締結しているDalton Investments, Inc.においてChief Investment Officerとして在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者の協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、James B. Rosenwald III氏は、本譲渡制限付株式を保有していないとのことです。）、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

また、最終意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年11月10日に対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、同月12日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、対象者の意向も踏まえ、公開買付者は、2025年12月17日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得を含む本応募契約の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約の内容を考慮すれば、本応募契約に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

また、最終意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年11月10日に対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、同月12日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、対象者の意向も踏まえ、公開買付者は、2025年12月17日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得を含む本応募契約(ダルトングループ)の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約(ダルトングループ)の内容を考慮すれば、本応募契約(ダルトングループ)に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約(ダルトングループ)の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約(ダルトングループ)」をご参照ください。

さらに、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年11月29日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得(GMO)を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年12月25日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得(GMO)を含む本応募契約(GMO)の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約(GMO)の内容を考慮すれば、本応募契約(GMO)に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約(GMO)の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「③ 本応募契約(GMO)」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

① 本応募契約

公開買付者は、2025年12月17日付で、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約以外に、ダルトングループとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からダルトングループに対して供与される利益は存在しません。本応募契約において、本公開買付けが開始された場合に、ダルトングループによる応募の前提条件は規定されておりません（注1）。

(ア) 取得等の禁止

- ・ダルトングループは、所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない

(イ) 競合取引等に関する事項

- ・ダルトングループは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）（以下「競合取引等」という。）を行わない。
- ・ダルトングループは、本公開買付者以外の第三者から競合取引等に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

(ウ) 対抗提案

- ・(i)上記(ア)及び(イ)にかかわらず、ダルトングループは、第三者より8,040円を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全てを取得する旨の現金対価の公開買付け（本公開買付けと同等の条件のものをいい、以下「対抗公開買付け」という。）が開始され、(ii)対象者の取締役会が設置した特別委員会において対象者の取締役会が当該対抗公開買付けに賛同すること又は中立意見を表明することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ対象者が実際に当該対抗公開買付けに対して賛同意見又は中立意見を表明した場合において、かつ(iii)本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、ダルトングループは、本公開買付者に対して本公開買付価格の変更について、協議を申し入れることができる。当該協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更しない場合、ダルトングループは本公開買付けへの応募義務を免れることができる。ただし、対抗公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付価格が対抗公開買付けに係る公開買付価格以上となった場合には、ダルトングループは、所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。

(エ) 株主総会に関する事項

- ・ダルトングループは、本応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権行使してはならない。
- ・ダルトングループは、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

(オ) 本LP持分取得

- ・ダルトングループは、(i)本公開買付けが成立し、かつ、(ii)本公開買付けに係る決済の開始日後、本株式併合又は本株式売渡請求の効力発生を条件として、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に引き受ける。
- ・本LP持分取得が完了することを条件として、本LP持分取得に関して別途締結される契約の定めに従って、ダルトングループ（但し、本LP持分取得により間接的に公開買付者祖父母会社の株主となった者に限る。）は合わせて、公開買付者祖父母会社の取締役1名の指名権を有する。

(カ) 契約の終了

- ・公開買付者は、(i)ダルトングループに本応募契約に基づく義務の重大な違反があった場合、(ii)ダルトン

グループにおいてダルトングループによる表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合に、本応募契約を解除することができる。

- ・ダルトングループは、(i)公開買付者に本応募契約に基づく義務の重大な違反があった場合、(ii)公開買付者において公開買付者による表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合に、本応募契約を解除することができる。

上記のほか、本応募契約においては、ダルトングループによる表明保証（注2）、補償条項、一般条項が規定されております。

- (注1) 本応募契約において、公開買付者は、概要、①設立及び存続並びに権利能力等、②本応募契約の締結及び履行の権限並びに必要手続きの履践、③本応募契約の締結及び履行並びに強制執行可能性、④必要許認可の取得及び履践並びに法令等の履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、⑧腐敗防止法制、マネーロンダリング法制及び制裁関連法制等への違反の不存在について、表明及び保証を行っています。
- (注2) 本応募契約において、ダルトングループ各社は、概要、（注1）の①乃至⑧のほか⑨対象者株式の適法かつ有効な保有、関連クレームの不存在について、表明及び保証を行っています。

② 覚書

公開買付者は、2025年12月17日付で、対象者との間で覚書を締結し、対象者が、公開買付者による本公開買付けの決済資金その他本取引実行のための資金の調達のために公開買付者が合理的に要請する事項について、適時に協力をを行うことを合意しております。

(訂正後)

① 本応募契約（ダルトングループ）

公開買付者は、2025年12月17日付で、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約（ダルトングループ）以外に、ダルトングループとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からダルトングループに対して供与される利益は存在しません。本応募契約（ダルトングループ）において、本公開買付けが開始された場合に、ダルトングループによる応募の前提条件は規定されておりません（注1）。

(ア) 取得等の禁止

- ・ダルトングループは、所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない

(イ) 競合取引等に関する事項

- ・ダルトングループは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（ダルトングループ）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）（以下「競合取引等」という。）を行わない。
- ・ダルトングループは、本公開買付者以外の第三者から競合取引等に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

(ウ) 対抗提案

- ・(i)上記(ア)及び(イ)にかかわらず、ダルトングループは、第三者より8,040円を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全てを取得する旨の現金対価の公開買付け（本公開買付けと同等の条件のものをいい、以下「対抗公開買付け」という。）が開始され、(ii)対象者の取締役会が設置した特別委員会において対象者の取締役会が当該対抗公開買付けに賛同すること又は中立意見を表明することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ対象者が実際に当該対抗公開買付けに対して賛同意見又は中立意見を表明した場合において、かつ(iii)本応募契約（ダルトングループ）に定める自らの義務に違反がない場合に限り、ダルトングループは、本公開買付者に対して本公開買付価格の変更について、協議を申し入れることができる。当該協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいちれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更しない場合、ダルトングループは本公開買付けへの応募義務を免れることができる。ただし、対抗公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付価格が対抗公開買付けに係る公開買付価格以上となった場合には、ダルトングループは、所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。

(エ) 株主総会に関する事項

- ・ダルトングループは、本応募契約（ダルトングループ）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。
- ・ダルトングループは、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

(オ) 本LP持分取得（ダルトングループ）

- ・ダルトングループは、(i)本公開買付けが成立し、かつ、(ii)本公開買付けに係る決済の開始日後、本株式併合又は本株式売渡請求の効力発生を条件として、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に引き受ける。
- ・本LP持分取得（ダルトングループ）が完了することを条件として、本LP持分取得（ダルトングループ）に関して別途締結される契約の定めに従って、ダルトングループ（但し、本LP持分取得（ダルトングループ）により間接的に公開買付者祖父母会社の株主となった者に限る。）は合わせて、公開買付者祖父母会社の取締役1名の指名権を有する。

(カ) 契約の終了

- ・公開買付者は、(i)ダルトングループに本応募契約（ダルトングループ）に基づく義務の重大な違反があつ

た場合、(ii)ダルトングループにおいてダルトングループによる表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合に、本応募契約_(ダルトングループ)を解除することができる。

- ・ダルトングループは、(i)公開買付者に本応募契約_(ダルトングループ)に基づく義務の重大な違反があつた場合、(ii)公開買付者において公開買付者による表明保証の重大な違反があつた場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となつた場合に、本応募契約_(ダルトングループ)を解除することができる。

上記のほか、本応募契約_(ダルトングループ)においては、ダルトングループによる表明保証（注2）、補償条項、一般条項が規定されております。

(注1) 本応募契約_(ダルトングループ)において、公開買付者は、概要、①設立及び存続並びに権利能力等、②本応募契約_(ダルトングループ)の締結及び履行の権限並びに必要手続きの履践、③本応募契約_(ダルトングループ)の締結及び履行並びに強制執行可能性、④必要許認可の取得及び履践並びに法令等の履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、⑧腐敗防止法制、マネーロンダリング法制及び制裁関連法制等への違反の不存在について、表明及び保証を行っています。

(注2) 本応募契約_(ダルトングループ)において、ダルトングループ各社は、概要、(注1)の①乃至⑧のほか、⑨対象者株式の適法かつ有効な保有、関連クレームの不存在について、表明及び保証を行っています。

② 覚書

公開買付者は、2025年12月17日付で、対象者との間で覚書を締結し、対象者が、公開買付者による本公開買付けの決済資金その他本取引実行のための資金の調達のために公開買付者が合理的に要請する事項について、適時に協力をを行うことを合意しております。

③ 本応募契約（GMO）

公開買付者は、2025年12月25日付で、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,237,900株（所有割合：10.38%）の全てについて、本公開買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約（GMO）以外に、GMOとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からGMOに対して供与される利益は存在しません。本応募契約（GMO）において、GMOによる応募の前提条件は規定されておりません（注3）。

(ア) 取得等の禁止

・GMOは、公開買付者が本応募契約（GMO）に基づく公開買付者の義務に違反している場合を除き、所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。

(イ) 競合取引等に関する事項

・GMOは、公開買付者が本応募契約（GMO）に基づく公開買付者の義務に違反している場合を除き、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（GMO）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）（以下「競合取引等」という。）を行わない。

・GMOは、本公開買付者以外の第三者から競合取引等に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

(ウ) 対抗提案

・(i)上記(ア)及び(イ)にかかわらず、GMOは、第三者より8,040円を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全てを取得する旨の現金対価の公開買付け（本公開買付けと同等の条件のものをいい、以下「対抗公開買付け」という。）が開始され、(ii)対象者の取締役会が設置した特別委員会において対象者の取締役会が当該対抗公開買付けに賛同すること又は中立意見を表明することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ対象者が実際に当該対抗公開買付けに対して賛同意見又は中立意見を表明した場合において、

(iii) GMOが、本公開買付けに対し対象者株式を応募することが自らの投資家に対する義務違反となると合理的に判断した場合であって、かつ(iv)本応募契約（GMO）に定める自らの義務に違反がない場合に限り、GMOは、本公開買付期間の末日の3営業日前までに、本公開買付者に対して本公開買付価格の変更について、協議を申し入れることができる。当該協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更しない場合、GMOは本公開買付けへの応募義務を免れることができる。ただし、対抗公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付価格が対抗公開買付けに係る公開買付価格以上となつた場合には、GMOは、所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。

(エ) 株主総会に関する事項

- ・GMOは、公開買付者が本応募契約（GMO）に基づく公開買付者の義務に違反している場合を除き、本応募契約（GMO）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。
- ・GMOは、公開買付者が本応募契約（GMO）に基づく公開買付者の義務に違反している場合を除き、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従つて権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

(オ) 本LP持分取得（GMO）

- ・公開買付者は、(i)本公開買付けが成立し、かつ、(ii)本公開買付けに係る決済の開始日後、本株式併合又は本株式売渡請求の効力発生を条件として、GMOに対し、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大5%程度を間接的に引き受けるための権利を提供する。

(カ) 契約の終了

- ・公開買付者は、(i)GMOに本応募契約（GMO）に基づく義務の重大な違反があった場合、(ii)GMOにおいてGMOによる表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合に、本応募契約（GMO）を解除することができる。
- ・GMOは、(i)公開買付者に本応募契約（GMO）に基づく義務の重大な違反があった場合、(ii)公開買付者において公開買付者による表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合、及び(v)上記(v)に基づきGMOが本公開買付けへの応募義務を免れた場合に、本応募契約（GMO）を解除することができる。

上記のほか、本応募契約（GMO）においては、GMOによる表明保証（注4）、補償条項、一般条項が規定されております。

(注3) 本応募契約（GMO）において、公開買付者は、概要、①設立及び存続並びに権利能力等、②公開買付者が本取引実行のための資金の調達及び対象者株式の取得及びこれらに付随する行為以外の行為を行っていないこと、③本応募契約（GMO）の締結及び履行の権限並びに必要手続きの履践、④本応募契約（GMO）の締結及び履行並びに強制執行可能性、⑤必要許認可の取得及び履践並びに法令等の履行、⑥法令等との抵触の不存在、⑦倒産手続等の不存在、⑧反社会的勢力との関係の不存在、⑨腐敗防止法制、マネーロンダリング法制及び制裁関連法制等への違反の不存在について、表明及び保証を行っています。

(注4) 本応募契約（GMO）において、GMOは、概要、(注3)の①及び③乃至⑧のほか⑨対象者株式に関する投資運用権限の受任、本公開買付けへの応募の適法かつ有効な実施可能性及び関連クレームの不存在について、表明及び保証を行っています。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

(訂正前)

<前略>

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約を締結したダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数にあたります。）を上回るものとなります。これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約（ダルトングループ）を締結したダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになります。なお、その後、本応募契約（GMO）が締結されたことにより、GMOが所有する対象者株式数（2,237,900株）を控除した場合には、買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を若干下回ることになりましたが、その下回る数は509,137株（所有割合：2.36%）にすぎないこと、本応募契約（GMO）の締結については本公開買付け開始時において一般株主の立場であったGMOから本公開買付けへの賛同が得られたと評価することもできること、公開買付者への確認及び本応募契約（GMO）の内容を考慮すれば、本応募契約（GMO）に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと判断できることを踏まえ、対象者は、対象者のリーガル・アドバイザーから助言を受け、かかる変更によっても本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性・妥当性、及び本取引の条件の公正性・妥当性が損なわれるものではないと判断しているとのことです。

<後略>

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	<u>3,485,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>144,630,954,200</u>

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	<u>4,100,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>144,631,569,200</u>

<後略>

公開買付説明書

2025年12月

TCG2509株式会社

(対象者：株式会社ホギメディカル)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	TCG2509株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 斎藤 玄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	TCG2509株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行ふことが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14 e – 5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

目 次

頁

第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	20
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	25
6. 株券等の取得に関する許可等	26
7. 応募及び契約の解除の方法	28
8. 買付け等に要する資金	31
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	33
10. 決済の方法	33
11. その他買付け等の条件及び方法	34
第2 公開買付者の状況	36
1. 会社の場合	36
2. 会社以外の団体の場合	38
3. 個人の場合	38
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	39
1. 株券等の所有状況	39
2. 株券等の取引状況	39
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	39
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	39
第4 公開買付者と対象者との取引等	39
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	39
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	39
第5 対象者の状況	40
1. 最近3年間の損益状況等	40
2. 株価の状況	40
3. 株主の状況	40
4. 繼続開示会社たる対象者に関する事項	41
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	42
6. その他	42
対象者に係る主要な経営指標等の推移	43

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ホギメディカル

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得等を目的として、2025年11月13日に設立された株式会社です。公開買付者は、本書提出日現在、日本法に基づき設立されたTCG2508株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しており、公開買付者親会社は、本書提出日現在、日本法に基づき設立されたTCG2507株式会社（以下「公開買付者祖父母会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。また、公開買付者祖父母会社は、本書提出日現在、ケイマン諸島法に基づき2024年12月17日に組成されたリミテッド・パートナーシップであって、The Carlyle Group（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「カーライル」といいます。）がその持分の全てを保有・運用するCJP V HC Holdings VII, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。なお、本書提出日現在、カーライル、カーライル・ファンド、公開買付者祖父母会社、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

カーライルは、グローバルに展開する投資会社であり、世界4大陸の27拠点において約2,500名の社員を擁し、3つの事業セグメント（注1）において、660のファンドを通じ総額約4,741億ドルの資産を運用しております（2025年9月末現在）。

（注1） 具体的には、①上場会社の非公開化を含むバイアウト投資、グロース・キャピタル（新興企業への成長資金の提供）、戦略的マイノリティ出資（少数持分投資）等の投資活動や、不動産やエネルギー等のリアルアセット投資を含む「グローバル・プライベート・エクイティ」（運用総額約1,635億ドル）、②ローン担保証券、メザニン等、主にクレジットへの投資を行う「グローバル・クレジット」（運用総額約2,085億ドル）、及び③プライベート・エクイティ・ファンドへの投資を行う「カーライル・アルプインベスト」（運用総額約1,021億ドル）の3事業セグメントです（いずれも2025年9月末現在）。

このうち、「グローバル・プライベート・エクイティ」セグメントにおいて企業への投資活動を行うコーポレート・プライベート・エクイティ投資では、1987年の設立以来、累計800件以上の投資実績を有しております。また、日本国内でも、2000年に活動を開始して以来、日本企業に対する投資を中心に行うバイアウトファンドにおいて、株式会社ツバキ・ナカシマ、株式会社日本医療事務センター（現 株式会社ソラスト）、シンプレクス株式会社、アルヒ株式会社、日立機材株式会社（現 センクシア株式会社）、ウイングアーク1st株式会社、オリオンビール株式会社、株式会社リガク、AOI TYO Holdings株式会社（現 KANAMEL株式会社）、東京特殊電線株式会社（現 株式会社TOTOKE）、株式会社ユーザベース、岩崎電気株式会社、星光PMC株式会社（現 CHEMIPAZ株式会社）、日本KFCホールディングス株式会社、株式会社キヨウデン、株式会社カオナビ及び株式会社トライ特等に対する累計約40件の投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、2025年12月17日、対象者を完全子会社化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び対象者の取締役が保有する譲渡制限付株式（合計10,896株、所有割合（注2）：0.05%）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを本書提出日から開始することを決定いたしました。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2025年10月27日に公表した「2026年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691株）を控除した株式数（21,559,772株）（以下、「調整後対象者発行済株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年

12月17日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー (NAVF Select LLC)（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.)（以下「ダルトンInc.」といい（所有株式数：3,419,300株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC及びダルトンInc.並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スカイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に取得すること（以下「本LP持分取得」といいます。なお、ダルトングループ各社によるLP持分の取得割合は未定です。）（注3）を合意しております。本LP持分取得の時期及び本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

- (注3) 本LP持分取得におけるリミテッド・パートナー持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である6,700円（ただし、本スカイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループから本LP持分取得を受ける理由は、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本LP持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループによる本LP持分取得は、ダルトングループによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

本取引は、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しているため、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続き（以下「本スカイーズアウト手続」といいます。詳細は下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を実施することを予定しております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の完全子会社化を企図しているため、買付予定数の下限（注4）を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限14,362,400株以上の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付等を行います。

- (注4) 本公開買付けにおける買付予定数の下限（14,362,400株、所有割合：66.62%）は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）に係る議決権の個数（215,597個）に、3分の2を乗じた数（143,732個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限付株式（10,896株）に係る議決権の個数（108個）を控除した数（143,624個）に、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数（14,362,400株）に設定しております。なお、買付予定数の下限（14,362,400株）は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるよう設定したものです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月17日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役6名のうち、James B. Rosenwald III氏を除く5名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権行使していることから（なお、James B. Rosenwald III氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているDalton Investments, Inc.においてChief

Investment Officerとして在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないことです。また、James B. Rosenwald III氏は、本譲渡制限付株式を保有していないことです。）、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに要する資金を、カーライル・ファンドからの出資により賄うことを予定しており、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

対象者が、2025年12月17日付で公表した「TCG2509株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下、「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したことです。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的、及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は以下の通りです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 対象者を取り巻く経営環境

対象者は、1955年12月に紙・文具小売と医療用記録紙の販売を目的とする「保木明正堂」として創業し、1961年4月に「保木記録紙販売株式会社」として設立したとのことです。1970年10月には商号を「株式会社ホギ」に変更し、1972年には医療用不織布製品の製造及び販売を開始したとのことです。さらに、1987年4月に現在の「株式会社ホギメディカル」に商号を変更し、1994年には手術・処置等に使用される医療材料をセット化したキット製品の販売を開始したとのことです。また、2016年に販売を開始した「プレミアムキット」（注1）は、医療安全を確保しつつ、手術準備の一層の効率化に資する高付加価値製品として、お客様から高い評価をいただいているとのことです。対象者はこうした製品を通じて、医療現場の安全性と効率化を支えることで、患者・医療従事者等の「安全」と「安心」を守り続けており、ひいては医療の質のさらなる向上に貢献しているとのことです。また、対象者株式については、1991年12月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2000年3月に東京証券取引所市場第一部に指定された後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場に移行し、現在に至ることです。

(注1) 「プレミアムキット」とは、対象者が販売する手術用キット製品であり、術前・術中・術後に必要となる医療材料を一括してセット化したものであるとのことです。透明で柔軟性の高いプラスチック容器を包装形態として採用することにより、従来のキット製品と比べて内容を大幅に充実させることを可能とし、手術準備の平準化・効率化を支援する製品であるとのことです。

本書提出日現在、対象者、子会社2社及び孫会社2社の合計5社により構成される企業グループ（以下「対象者グループ」といいます。）は、「社業を通じて医療進歩の一翼を担い、人々の健やかな生命と幸福に尽くし、もって社会の繁栄に寄与する」を社是とし、患者・医療従事者等の安全と医療機関等の経営改善に貢献する製品及びシステムを提供しているとのことです。2024年7月16日には、疾病構造の変化、医療技術の変化、就労者の変化及び多様性・グローバル化が進む等の変化する経営環境を踏まえて、対象者グループの2035年のありたい姿として「日本・ASEANにおける医療進歩の一翼を担うオンリーワン企業へ。顧客視点に立脚し、価値を生み出すソリューションプロバイダーへ。」を掲げ、新中期経営計画（25.3月期-27.3月期）（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表したとのことです。本中期経営計画の達成の土台となる強固な経営基盤を構築するための抜本的な構造改革を実行するべく、(1)製品ポートフォリオの見直し、(2)営業組織改革、営業力強化、(3)コア事業、製品の競争力強化、(4)海外事業の推進、(5)将来のコア事業、製品の創造を事業戦略の基本方針として、中長期的な企業価値向上に努めているとのことです。

他方、対象者グループのお客様である医療機関を取り巻く状況が大きく変化する中で、対象者グループが置かれている事業環境も厳しさを増しているとのことです。具体的には、資材や光熱費の高騰に加え、医師の働き方改革の本格化に伴い、人手不足や人件費の増加といった課題が顕在化したことにより、対象者グループの製品の大部分の提供先である医療機関の経営が圧迫されており、対象者グループの事業展開への影響

が大きくなっているとのことです。また、中長期的な視点からも、人口減少に伴う手術件数の減少や医療市場の縮小も避けられない状況であり、国内における対象者を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増していくものと認識しているとのことです。

対象者グループは、2024年4月の社長交代により、創業家のリーダーシップによる経営体制から、経営理念・企業価値を求心力とする経営体制へと移行したとのことです。これを契機として、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るべく、2024年6月に監査等委員会設置会社へ移行する等、経営体制の変更を含む経営改革の過渡期にあるとのことです。医療機関の経営環境が厳しさを増すなかにあっては、今後もお客様への課題解決により一層応えていくことが求められており、役職員一体での構造改革・意識改革が不可欠となる大きな転換点にあると認識しているとのことです。このような状況のもと、対象者グループが今後も持続的な成長を遂げていくためには、本中期経営計画で示した大きな経営課題に対して確実に成果を出していくことが必要であり、目標達成に向けた各種施策を着実に実行していく上で、経営資源の確保が重要な経営課題であると認識しているとのことです。

(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

カーライルは、ヘルスケア領域をグローバルにおける最重要投資分野の一つとして位置付けており、当該領域においては、国内投資案件であるクオリカプス株式会社や株式会社ソラストをはじめ、豊富な投資実績を有するとともに、継続的に投資機会の調査・検討を行ってまいりました。

そのような中で、対象者が提供する手術用キット製品が、病院経営における最重要課題の一つと考えられる手術の生産性・効率性改善に大きく寄与している点に着目し、特にプレミアムキット及び「オペラマスター」（注2）が医療現場における医師や看護師の負荷軽減、医療機関の収益性向上に貢献していることを高く評価いたしました。複数の医療機関関係者へのヒアリングを通じて、対象者製品に対する高い信頼性と市場での優位性を確認しております。

（注2） 「オペラマスター」とは、手術室の運営管理を効率化し、病院経営の改善を支援する対象者の業務支援システムです。手術に必要な医療材料の標準化や原価管理等を通じて手術室を可視化し、課題を抽出・分析の上、改善提案を継続的に行うことで、医療機関の収益改善及び業務の効率化に貢献しています。

また、カーライルからの打診を契機として、2025年3月4日より、対象者の経営陣との協議を継続的に実施し、対象者の事業内容、経営方針、成長戦略に対する理解を深めるとともに、相互の信頼関係を醸成してまいりました。かかる協議の中で、対象者が「手術キットメーカーから、より広く医療機関の課題を解決するソリューションプロバイダー（注3）への進化」を目指していることを確認し、カーライルとしてもその方向性に強く共感するに至り、2025年4月21日にはカーライルから対象者に対して非公開化に向けた初期的な提案（経済条件を含まないもの）を行いました。

（注3） 「ソリューションプロバイダー」とは、対象者がこれまでに築いてきた顧客接点を活用し、自社製品に限らず他社製品も含めた複数の製品やサービスを組み合わせて価値を提供するマルチベンダービジネスを展開し、病院経営や手術室運営に関する顧客のニーズに対して、豊富な選択肢から最適なソリューションを提供する主体を表します。

その後、2025年7月頃に、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より、対象者株式の非公開化に関する入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）への参加について打診を受け、本格的な検討を開始いたしました。

事業に関する初期的なデュー・ディリジェンスの結果、対象者は近年、売上成長率の鈍化や利益率の低下といった課題にも直面しており、これらの課題に対しては、新規顧客の開拓による顧客カバレッジの増加や製品ラインナップの拡充等による収益性改善に加え、海外市場における売上成長等の施策を通じて、企業価値の向上が必要であると認識いたしました。

カーライルは、これらの施策を中長期的な視点で着実に実行していくためには、短期的な株価評価や市場のプレッシャーから一定程度自由となる非公開化が有効であると判断し、2025年7月下旬、本公開買付けの実施を検討するに至りました。非公開化により、機動的かつ柔軟な意思決定が可能となる経営体制を構築し、対象者の持つ潜在的な成長力を最大限に引き出すことが可能であると考えております。

このような検討を踏まえ、カーライルは、対象者の事業がカーライルとしてリソースを投下して取り組む意義のある投資検討対象であると再認識し、2025年7月31日に、対象者株式の非公開化を前提とした、法的拘束力を有さない初期的な意向表明書を野村證券へ提出いたしました。

その後、2025年8月29日、カーライルは、複数の外部パートナー候補の1社として、野村證券を通じて、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を有する提案を提出するための最終入札プロセス（以下、「本最終入札プロセス」といいます。）実施に関する案内の配布を受けました。かかる打診を受けたカーライルは、法的拘束力を有する提案を提出するため、本最終入札プロセスに参加することいたしました。

その後カーライルは、2025年9月初旬から同年10月下旬にかけて、対象者の事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談を実施し、対象者株式の取得について、分析及び検討を進めました。デュー・ディリジェンスの過程で、手術キットに関する使用状況・浸透度・評価ポイント・メーカー選定に際する検討要素等に関する医師を対象としたサーベイを実施し、プレミアムキットが特に心臓外科、脳外科等の全身麻酔を伴う手術が多くを占める疾患領域において高い顧客評価を得ていることを確認しました。一方で、営業活動が新規顧客の獲得ではなく既存顧客の維持に偏重していたことに起因する売上高成長率の鈍化や、為替影響や新工場稼働に向けた設備投資増強による減価償却費増加等による利益率の低下等の課題も再認識しました。カーライルは、対象者の事業に対して、カーライルがグローバルに有する経営人材とのネットワークや経営ノウハウと対象者の成長を牽引してきた対象者の経営陣の知見とを融合することによって、対象者を「医療機関のニーズに応える真のソリューションプロバイダー」に進化させたいと考えており、対象者が以下の各施策を実行していくにあたってのサポートを提供できると考えております。

1) プレミアムキットのさらなる浸透

対象者の売上高成長における最重要事項として、プレミアムキットの拡販に取り組みたいと考えております。特に、オペラマスター導入施設においては、使用する医療材料に関するデータをより的確に把握できるため、部材の充実したプレミアムキットを提案し、顧客により有効に活用いただけることがわかっています。今後もオペラマスターを通して顧客毎のニーズを的確に捉え、プレミアムキットの拡販・部材拡充を着実に実行していくかが、さらなる成長への鍵になると考えております。日本における全身麻酔手術件数に対して、プレミアムキットは未だ浸透過程にあり、顧客にとっての提供価値を高めることによりさらなる浸透を目指します。カーライルは、カーライルがグローバルに有する経営人材とのネットワークや経営ノウハウの活用により、新規顧客の開拓や既存顧客への提供価値の向上のサポートを企図しております。

2) プレミアムキットの部材拡充による利便性向上

現在、対象者の手術キットに投入可能な部材は、手術室で使用される医療材料の約50%にとどまります。デュー・ディリジェンスにおいて実施した医師へのサーベイの結果から、麻酔セットや今後成長が期待されるロボット手術等の低侵襲手術向け部材に関して、現状未対応のニーズも確認されています。今後はさらに術前・術後に使用する部材も含めてラインナップを拡充し、オペラマスターを活用した顧客ニーズの精緻な把握と新規部材の開発・調達を通じて、プレミアムキットの提案力と販売促進を強化し、利便性の向上に努めます。カーライルは、マーケティング活動支援やデータ利活用支援におけるノウハウを活かし、対象者におけるこれら取り組みを支援いたします。

3) 収益性の改善

対象者は、顧客・部材・キット単位での収益性の「見える化」を含め、管理会計機能の強化を現在進めています。カーライルは本取り組みを支援し、不採算品の抽出や販売戦略の見直し、価格は正を迅速に検討・実施することができる体制の構築を図ります。

併せて、製品差別化や価格競争力に応じて内製と外注を最適化し、コスト競争力の獲得に向けて最適なサプライチェーンを構築します。

さらに、既に対象者において取り組まれている直接材の調達における収益改善の実行支援として、全社最適な調達戦略の策定、既存サプライヤーのコア・ノンコアの峻別、新規サプライヤーの開拓を通じて競争環境を醸成するサプライヤー交渉の仕組みづくりに取り組んでまいります。これらの取り組みにおいては、プラス面とマイナス面のバランスを見て判断を行いながら、調達部門のみならず、設計開発・営業・製造を含め、全社横断で実行を推進し、スピードを伴った収益性の改善を実現してまいります。

生産面については筑波、美浦、インドネシアの3拠点における全体最適、個別工場における生産性の改善を両面で検討し、対象者とともにそれらを実現してまいります。

4) オペラマスターの顧客への提供価値の向上

オペラマスターについては、医療機関全体の手術運営・経営改善を支援するため、機能拡張を進めてまいります。既存のピッキングリスト作成（注4）、使用材料実績の集計、診療科・症例別の収支や手術室稼働状況等の分析に加え、AIを活用した手術室の予約スケジュール最適化や、手術関連データの整備による各種作業の効率化を図ります。これにより手術件数の増加や収益向上への寄与により、顧客に対する付加価値の強化に取り組みます。さらに、オペラマスターに蓄積されるデータの分析を通じて経営改善の成果を可視化し、将来的には医療機関の運営改善や人員配置最適化等、経営支援領域への展開を目指すことで、医療機関にとっての真のソリューションプラットフォームへ進化することを目指します。カーライル

は、AI等の新規技術導入や経営支援におけるノウハウを活かし、これら取り組みの実行を支援いたします。

(注4) 「ピッキングリスト作成」とは、手術準備のために材料準備リストを電子的に作成することです。看護師等の準備を担当する医療従事者の個々の経験に依存せず、必要物品の漏れや誤りを防止し、手順を標準化することを可能とします。

5) 海外における売上高成長

対象者はこれまで東南アジアにおける事業を展開してきましたが、対象者の事業戦略における位置づけの中で現地での営業・マーケティングリソースが限定的であったことや、製品の価値訴求が十分に浸透しなかったことから、売上規模は限定的に留まっています。カーライルは、各国の手術件数や対象者製品の親和性、規制環境を踏まえ、注力すべき市場を見極めて海外展開に取り組みます。今後は、注力市場の精緻化、営業・マーケティング戦略の立案、最適なサプライチェーン構築を経営陣と共同で推進し、アジアの医療機関を支えるプラットフォーマーへの成長を目指します。また、海外展開にあたっては、カーライルグループが有するアジアの医療機関・ヘルスケア企業との広範なネットワークを活用してまいります。

このような検討の結果を踏まえ、公開買付者は、2025年10月27日に、対象者を完全子会社化することを前提として本取引を行うこと、及び、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者を取り巻く外部環境、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を多面的かつ総合的に分析し、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における市場株価の推移等も総合的に勘案して、本公司開買付価格を6,700円とすることを含む法的拘束力を有する提案書（以下「最終意向表明書」と言います。）を提出いたしました。最終意向表明書における本公司開買付価格6,700円は、最終意向表明書の提出日の前営業日である2025年10月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,130円に対して23.39%（小数点以下第三位以下四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値5,307円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して26.25%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値5,207円に対して28.67%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値4,575円に対して46.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

その後、2025年11月21日、公開買付者は対象者より、最終意向表明書による提案価格である6,700円について、対象者の少数株主の利益の最大化及びより多くの株主から本取引への賛同を得る観点から、公開買付者に対して公開買付価格のさらなる引き上げを要請する書面を野村證券を通じて受領いたしました。その後、2025年11月25日、公開買付者は、最終意向表明書における提案価格は最大限提示可能な額として提示したものであり、公開買付価格を引き上げる余地はない旨を回答いたしました。これに対し、2025年12月2日、公開買付者は対象者より、当該提案が対象者の株主利益を害する水準であるとまではいえないものの、対象者としては対象者株式の本源的価値を十分に反映した価格を再提案いただく余地はあると考えている旨の連絡を受け、公開買付価格のさらなる引き上げを改めて要請されました。その後、2025年12月3日、公開買付者は、最終意向表明書における提案価格は、最良かつ最終的な提案として、金額の再提示を前提としない、引き上げ余地を残さない最善の提案であり、公開買付価格を引き上げる余地はない旨、及び早期の独占交渉権の付与を希望する旨を回答いたしました。かかる回答を踏まえ、2025年12月8日、カーライルは、本特別委員会、そのアドバイザーであるPwCアドバイザリー合同会社（以下「PwCアドバイザリー」といいます。）及び桃尾・松尾・難波法律事務所と面談し、公開買付価格のさらなる引き上げ余地の有無について交渉を行いましたが、2025年12月9日、カーライルから、公開買付価格を引き上げる余地はない旨を回答いたしました。その後、2025年12月10日、カーライルは対象者との間で独占交渉権に関する覚書を締結し、独占交渉権を付与されました。

また、最終意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年11月10日に対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、同月12日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、対象者の意向も踏まえ、公開買付者は、2025年12月17日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得を含む本応募契約の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約の内容を考慮すれば、本応募契約に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、下記「③ 本公司開買付け後の経営方針」に記載の本公司開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公司開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者によれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下の通りとのことです。

(i) 検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(i) 対象者を取り巻く経営環境」に記載の経営環境を踏まえ、2020年3月下旬より複数の外部パートナー候補との間で協議を開始し、長期的な経営環境の見通しや事業戦略、最適な資本政策、対象者の経営課題の解決に対する外部パートナー候補の貢献可能性等について、意見交換を中心とする議論を実施してきたとのことです。

今後の業界動向や対象者の事業環境を共有しながら、将来の対象者のあり方等について海外展開の加速の可能性を中心とした議論を外部パートナー候補と断続的に進めていく中で、2024年4月に現経営陣への経営体制の変更、同年6月には監査等委員会設置会社への移行という経営の転換点となる経営判断を行ったとのことです。それを一つの契機として、事業環境が厳しさを増していく中で今後も成長を持続させていくためには、自社による経営リソースのみによるのではなく、資本政策を絡めた外部パートナーとの連携という選択肢の検討の必要性を改めて認識するに至ったとのことです。そのような中で、対象者は、対象者の資本政策についてより具体的な検討を進めるべく、2025年4月中旬、本件パートナー候補（「(ii) 検討・交渉の経緯」において定義いたします。）（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループから独立した、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、対象者のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任したとのことです。また、カーライルを含む複数の外部パートナー候補との間で面談を行い、対象者の非公開化に関する経済的条件を含まない初期的な意向や提案を受領し、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の確保の観点から、対象者の資本政策についての検討を進めたとのことです。その後、対象者は、下記「(iii) 判断内容」に記載のとおり、不透明感が強い昨今のマクロ環境下においては、外部パートナーによる対象者株式の非公開化を実施した上で、外部パートナーの提供する豊富な経営資源を最大限活用し、株主を意識した短期的な業績の追求にとらわれることなく、中長期的な視点で企業価値向上に資する機動的かつ戦略的な意思決定を行うことが、対象者のさらなる企業価値向上の観点から最適であると判断するに至ったとのことです。そこで、2025年7月上旬より対象者の事業に関心を示すと考えられる複数の本件パートナー候補を対象として、対象者株式の非公開化を前提とした入札プロセス（以下「本件プロセス」といいます。）を開始したとのことです。

また、対象者は、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本取引の是非を審議・決議するに先立ち、本取引は対象者株式を非公開化することを目的に行われるものであること、また、本取引については実現可能性の観点からダルトングループの意向が重要であり、ダルトングループと対象者の少数株主（一般株主）との間で一定の利益相反のおそれがあり得ることから、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除しつつ、本取引に係る手続及び条件の公正性を確保し、もって取締役の善管注意義務の適切な履行を確保する観点から、2025年7月25日、対象者、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループからの独立性を有し、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスが確保された特別委員会を構成するべく、高田祐史氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）、樋口活介氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）、江上美芽氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引に係る手続の公正性・妥当性、(iii) 本取引の条件の公正性・妥当性、(iv)（仮に本取引の一環として本公開買付けが行われる場合には）本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(v) 上記を踏まえて、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが対象者の少数株主（一般株主）にとって公正であるか、(vi) その他、特別委員会設置の趣旨に鑑み、本取引に関し、対象者取締役会又は対象者代表取締役が必要と認めて諮問する事項（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i) 本取引の実施に関する対象者取締役会の意思決定は、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、(ii) 特別委員会が本取引の実施又は条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 対象者が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む。）、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担する。）、又は、対象者の財

務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること、並びに(iii)必要に応じ、対象者の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮詢事項の検討及び判断に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議したとのことです。また、本特別委員会は、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載のとおり、野村證券及び森・濱田松本法律事務所について、対象者、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループからの独立性に問題がないことを確認したとのことです。また、本特別委員会は、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、上記の権限に基づき、2025年7月25日、対象者、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループから独立した、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCアドバイザリーを、リーガル・アドバイザーとして、桃尾・松尾・難波法律事務所を選任したとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

対象者は、上記「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、外部パートナー候補について協議を行い、2025年7月中旬より、対象者が営む事業に关心を示していると考えられる、カーライルを含むプライベート・エクイティ・ファンド6社（以下「本件パートナー候補」といいます。）に対し、対象者株式の非公開化を前提とした本件プロセスの参加について打診したとのことです。その結果、本件パートナー候補が本件プロセスへの参加に关心を示していることを確認したことから、これらの本件パートナー候補から守秘義務誓約書の差入を受け、2025年7月14日に第一次入札プロセスを開始し、その際に対象者が作成した2026年3月期から2028年3月期までの3期分の事業計画を本件パートナー候補に提出したとのことです。

そして、対象者は、2025年7月31日に、本第一次入札プロセスへ参加した本件パートナー候補のうち、カーライルを含む6社より法的拘束力を有さない第一次意向表明書を受領したとのことです。対象者は、対象者事業への理解度、本取引後の支援体制、過去事例における支援実績等を踏まえた対象者の企業価値向上の可能性、財務面における検討、提示された対象者株式1株当たりの希望取得価格等について慎重に検討した上で、同年8月29日、当該6社のうち、カーライルを含む4社の本件パートナー候補（以下「本最終候補」といいます。）を最終入札プロセスに招聘したとのことです。

その後、対象者は、本最終入札プロセスへ参加した本最終候補のうち辞退した1社を除く3社に対して、2025年9月上旬から同年10月下旬にかけて、対象者グループに対するビジネス、財務・税務及び法務等に関する対象者グループ従業員へのインタビューを含むデュー・ディリジェンス及び対象者の経営陣に対するインタビューの機会を提供了とのことです。

そして、対象者は、2025年10月27日に、本最終候補のうち2社から法的拘束力を有する最終意向表明書を、本最終候補のうち1社から法的拘束力を有さない最終意向表明書を受領したとのことです。対象者及び本特別委員会は、本取引に係る公開買付価格及び対象者の企業価値向上に向けた成長戦略の在り方と支援体制等を中心とする比較に加え、過去のバリューアップ実績、想定される投資期間及び将来的な売却の方針、ダルトングループとの協議方針等の観点も含めて2社から受領した最終意向表明書を慎重に検討するとともに、対面での協議を通じた提案内容についての確認等を経て、カーライルによる提案価格が最も高かったことを踏まえると、最終的にカーライルから受領した最終意向表明書に基づいて本件プロセスを進めることができ、対象者の企業価値向上及び少数株主の利益の最大化の観点から適切であると判断したとのことです。そこで、対象者は、2025年11月21日、本特別委員会の承認を得た上で、カーライルを最終候補者として本件プロセスの最終協議を実施する旨をカーライルに通知するとともに、カーライルから2025年10月27日に受領した最終意向表明書による提案価格である6,700円について、対象者の少数株主の利益の最大化及びより多くの株主の皆様から本取引への賛同を得る観点から、カーライルに対して公開買付価格のさらなる引き上げを要請する書面を野村證券を通じて提出したとのことです。その後、2025年11月25日、カーライルより、最終意向表明書における提案価格は最大限提示可能な額として提示したものであり、公開買付価格を引き上げる余地はない旨の回答を受領したとのことです。これに対し、対象者は、本特別委員会との協議も踏まえ、2025年12月2日、カーライルに対し、当該提案が対象者の株主利益を害する水準であるとまではいえないものの、対象者としては対象者株式の本源的価値を十分に反映した価格を再提案いただく余地はあると考えていることを伝達し、公開買付価格のさらなる引き上げを改めて要請したとのことです。その後、2025年12月3日、カーライルより、最終意向表明書における提案価格は、最良かつ最終的な提案として、金額の再提示

を前提としない、引き上げ余地を残さない最善の提案であり、公開買付価格を引き上げる余地はない旨、及び早期の独占交渉権の付与を希望する旨の回答を受領したことです。かかる回答を踏まえ、2025年12月8日、本特別委員会は、そのアドバイザーであるPwCアドバイザリー及び桃尾・松尾・難波法律事務所も同席の上でカーライルと面談し、公開買付価格のさらなる引き上げ余地の有無について確認を行なうべく交渉を行いましたが、2025年12月9日、カーライルから、公開買付価格を引き上げる余地はないとの回答がなされたとのことです。その後、対象者は、本特別委員会との協議も踏まえ、2025年12月10日、公開買付者との間で独占交渉権に関する覚書を締結し、公開買付者に対して独占交渉権を付与することとしたとのことです。これらを通じて本特別委員会は、本件プロセスにおけるカーライルの選定過程に実質的に関与するとともに、カーライルが提示する公開買付価格を含む本取引の公正性についても検討し、カーライルとの間で提案価格その他の本取引に係る条件に関する質疑応答も行ったとのことです。

そして、本特別委員会は、上記の本件プロセスに関する情報の共有、カーライルとの協議・交渉の結果、PwCアドバイザリー及び桃尾・松尾・難波法律事務所から受けた助言並びに2025年12月17日付でPwCアドバイザリーから取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（PwC）」といいます。）の内容を踏まえて、本諮詢事項について検討し、2025年12月17日、対象者取締役会が、本取引の一環として行われる本公開買付けに関して、賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる旨、及び、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは対象者の少数株主（一般株主）にとって公正であると考えられる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）を対象者に提出したとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動等については、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

なお、対象者は2025年10月15日付「2026年3月期第2四半期（中間期）及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」において、2026年3月期第2四半期（中間期）及び通期の連結業績予想の下方修正を公表しているとのことです。対象者は2026年3月期の連結業績予想において、一定程度の価格競争を織り込むとともに、第2四半期以降にお客様の課題解決に資するプレミアムキット等の高付加価値製品の新規販売が進むことを見込んでおりましたが、医療機関における赤字施設の拡大等、経営環境のさらなる悪化を受け、顧客ロイヤリティの維持を最優先とした販売戦略を展開したこと、人材採用や育成、研究開発、修繕費、DX関連費用等の投資的性質の費用が先行して発生したほか、本社移転や構造改革に伴う一時費用を計上したこと、2026年3月期第2四半期（中間期）及び通期の連結業績予想の下方修正を行っているとのことです。

（iii）判断内容

以上の経緯の下で、対象者は、2025年12月17日に開催された取締役会において、野村證券から受けた財務的見地からの助言及び2025年12月17日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容並びに森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は以下の理由により、本取引が対象者の企業価値向上に資するとの結論に至ったとのことです。

対象者は、本中期経営計画において、高付加価値の手術キットを軸とするソリューションプロバイダーとなることを目指すとともに、サプライチェーン強化や海外事業の推進を通じて、日本及びASEANにおける医療進歩の一翼を担うオンライン企業となる方針を示しているとのことです。カーライルからの提案及びそれに関する協議を通じ、対象者が手術キットメーカーから、より高付加価値の製品及びサービスの提供を通じて広く医療機関の課題を解決するソリューションプロバイダーへ進化していくという大きな方向性に対して認識を共有するに至り、本取引によって対象者は、カーライルとの協働のもと、カーライルの有するネットワークやノウハウ等の経営リソースを活用することにより、具体的には以下のとおり、中長期的な視点に立って戦略的に対象者の企業価値向上に向けた施策に取り組むことができると考えているとのことです。

（ア）国内事業の成長促進、コスト競争力の強化・収益性の改善

対象者は、国内の手術キット市場におけるリーディングカンパニーとして、医療機関における安全で効率的な手術室の運営と、理想的な病院経営をサポートしてきたとのことです。今後、「医療機関のニーズに応える真のソリューションプロバイダー」へと進化するにあたっては、プレミアムキットの拡販とオペラマスターの機能拡張が不可欠であり、これらを実現するには、営業担当者等の人材の拡充や、

組織営業体制の構築に加えて、キット製品に組み込める部材の大幅な拡充をするとともに、医療機器卸売業者との連携を通じたプレミアムキットの競争力の強化が必要と考えているとのことです。この点、カーライルが保有する豊富な人材ネットワーク及びカーライルのグローバル最重要投資領域である医療機器・消耗品領域でのこれまでの投資先企業におけるバリューアップ実績に裏打ちされた経営ノウハウを活用することで、プレミアムキットの拡販、オペラマスターの提供価値の向上による国内事業の成長促進、コスト競争力の強化・収益性の改善を実現できると考えているとのことです。

(イ) 東南アジアを中心とした海外事業の推進

対象者はこれまで東南アジアにおける事業を展開するとともに、サプライチェーンの収益改善に取り組んできましたが、海外拠点でのリソースが限定的であったことや、対象者の製品の価値訴求が十分に浸透しなかったことで、国内市場に収益を依存する状態が続いているとのことです。これに対して、カーライルのグローバルに展開するプラットフォームやグローバルな業界専担チームが有する専門性を活用することで、東南アジアにおける営業・マーケティング戦略の立案、組織・体制の再設計を行い、カーライルの東南アジアの医療機関及びヘルスケア企業との広範なネットワークを活用することで、最適なサプライチェーン構築による東南アジアを中心とした海外事業の推進が可能になるとを考えているとのことです。

(ウ) 業界再編も見据えたM&A及びパートナーシップの強化による非連続な成長の実現

対象者が今後「医療機関のニーズに応える真のソリューションプロバイダー」へと進化するためには、これまでの既存ビジネスの枠組みにとらわれずに、さらに病院経営の改善を広く深く実現し得る企業との、M&Aやパートナーシップの強化による非連続な成長の実現が鍵であり、そのためにはM&A及びパートナーシップに対する情報収集や分析、戦略検討に際しての評価能力や判断力が必要不可欠であると考えているとのことです。カーライルは、これまでグローバルにおける豊富な医療機器・消耗品領域の投資実績を有するとともに、日本においても累計約40件の投資実績を有しております。これらのカーライルが有するネットワークや実行力を活用し、対象者の非連続な成長を実現するとともに、ひいては対象者自身が業界再編を主導することを目指していくとのことです。

以上より、本取引により、中長期的な成長に向けて機動的かつ戦略的な意思決定をカーライルとともに遂行していくことで、対象者のさらなる企業価値向上に資すると考えているとのことです。なお、このような施策の実現については、中長期的には対象者の成長及び企業価値向上に資すると見込まれるもの、相応の時間及び投資並びに既存ビジネスの改革を伴い、利益水準及びキャッシュ・フローの一時的な低下を招くおそれがあり、非公開化を前提としない場合は、短期的には対象者株式の市場株価に悪影響を与え、対象者の少数株主に不利益を生じさせる懸念があると考えているとのことです。

他方、本取引は対象者株式の非公開化を前提とすることから、上場会社として対象者が享受してきた知名度及び社会的信用力への影響や、エクイティ・ファイナンスを中心とした資本市場からの資金調達への影響についても検討したことです。対象者はいわゆるB to Bビジネスを営む業態であり、上場会社であることによる知名度への影響は小さく、また、医療機関を中心とするお客様との関係においても過去の取引実績や対象者の提供する製品及びサービスを基礎とした信頼関係が構築されていると考えており、対象者の社会的信用力への悪影響が生じる可能性は限定的であると判断しているとのことです。加えて、カーライルの有するグローバルネットワーク及び社会的知名度の活用により、対象者の対外的な信用力の強化が十分に可能であると考えているとのことです。また、対象者の現在の財務状況を踏まえると、当面の間エクイティ・ファイナンスの必要性は高くないため、資金調達における影響も限定的であると考えているとのことです。また、本取引の実施に伴う財務負担や事業遂行上の制限等についても、カーライルとの協議を通じ、本取引後の対象者の事業運営へ及ぼす影響は限定的であると判断しているとのことです。なお、対象者は、対象者の大株主は、ダルトングループを除き、いずれも純投資を目的とする金融投資家であると認識しており、対象者の事業との特段の関係性が無いことから、これらの大株主との資本関係が消失することによるデメリットは想定していないとのことです。また、上記の非公開化に関する一般的なデメリットのほかに、非公開化によりカーライルが対象者の株主となることについてのデメリットも想定していないとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり6,700円は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(i) 対象者において、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する

ための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で本件プロセスが実施されており、本件プロセスにおいてカーライルが提示した本取引に係る公開買付価格は他の本最終候補との比較において最も高額であったこと。

- (ii) 当該価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置）」の「(ii) 算定の概要」に記載の本株式価値算定書（野村證券）における野村證券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を上回っており、また、DCF法（下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置）」の「(ii) 算定の概要」において定義いたします。）による算定結果のレンジの範囲内であること。
- (iii) 当該価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置）」の「(ii) 算定の概要」に記載の本株式価値算定書（PwC）におけるPwCによる対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果の上限値を上回っており、また、DCF方式（下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置）」の「(ii) 算定の概要」において定義いたします。）による算定結果のレンジの範囲内であること。
- (iv) 2025年7月25日の立会時間終了後になされた対象者株式の非公開化に関するMergermarketによる憶測報道（以下「本憶測報道（Mergermarket）」といいます。）により、対象者の非公開化の実現に関する期待が2025年7月26日以降の対象者株式の市場価格に織り込まれている可能性があると考えられるところ、本公開買付価格は、本憶測報道（Mergermarket）の影響を受けていないと考えられる2025年7月25日時点の東京証券取引所プライム市場における終値3,960円に対して69.19%、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,922円に対して70.83%、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,931円に対して70.44%、直近6ヶ月間の終値単純平均値4,302円に対して55.74%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、2021年1月1日以降に公表され、2025年12月16日までに決済の開始日が到来している、国内の上場会社を対象とした他社株公開買付けのうち、本取引と類似している事例（上限が付されておらず、対象者の完全子会社化を企図した事例のうち、公表前営業日時点での買付者の特別関係者を含む議決権比率が15%未満の事例であり、公開買付けに対して対象者が賛同の意見表明及び応募推奨をした事例。但し、MBOに該当する事例、二段階TOBの一段階目の事例、ディスカウントTOB（公表前営業日・直近1ヶ月間平均、直近3ヶ月間平均、直近6ヶ月間平均の全期間でプレミアムがマイナスとなっているTOB）事例を除きます。）59件におけるプレミアム水準の中央値は、公表前営業日の終値に対して47.92%、公表前営業日から過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して52.50%、公表前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して54.55%、公表前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.03%となっていることから、本公開買付価格のプレミアム水準は、同種事例と遜色ない水準にあるものと認められること（なお、2025年12月15日の立会時間中に、カーライルによる対象者株式の非公開化に関する日本経済新聞による憶測報道（以下「本憶測報道（日本経済新聞）」といいます。）がなされ、同日の終値は本公開買付価格を上回る6,750円となりましたが、対象者が2025年12月16日の立会時間前に「当社に関する一部報道について」と題するプレスリリースを公表し、本公開買付けの買付総額に関する当該時点における正確な情報を開示したことに伴い、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月16日の終値は6,580円となり、本公開買付価格を下回っております。したがって、これらの株価の急激な変動は、本公開買付けの買付総額に関する正確ではない情報を含む本憶測報道（日本経済新聞）の影響を受けた一時的なものであり、本憶測報道（日本経済新聞）後の株価は、必ずしも適切な価格形成によるものではないと考えているとのことです。）。
- (v) 当該価格が、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含

む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年12月17日に開催された取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

当該取締役会における決議の方法については、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性等を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引後は、カーライルは、対象者が今まで築き上げてきた事業基盤を生かしつつ、カーライルが有する経営資源、カーライルのグローバルな業界専担チームが有する専門性及びこれまで培ってきた幅広い経営人材ネットワークの提供により、中長期的な視点に基づく積極的な経営資源の投入を行うことで、対象者のさらなる企業価値向上を目指します。なお、公開買付者としては、カーライルが指名する者複数名を対象者の役員に就任させることを想定しておりますが、現時点で決定している事項はなく、本公開買付け成立後、対象者との間で協議・検討の上、方針を決定する予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本応募契約

公開買付者は、2025年12月17日付で、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約以外に、ダルトングループとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からダルトングループに対して供与される利益は存在しません。本応募契約において、本公開買付けが開始された場合に、ダルトングループによる応募の前提条件は規定されておりません（注1）。

(ア) 取得等の禁止

- ・ダルトングループは、所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない

(イ) 競合取引等に関する事項

- ・ダルトングループは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）（以下「競合取引等」という。）を行わない。
- ・ダルトングループは、本公開買付者以外の第三者から競合取引等に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

(ウ) 対抗提案

- ・(i)上記(ア)及び(イ)にかかわらず、ダルトングループは、第三者より8,040円を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全てを取得する旨の現金対価の公開買付け（本公開買付けと同等の条件のものをいい、以下「対抗公開買付け」という。）が開始され、(ii)対象者の取締役会が設置した特別委員会において対象者の取締役会が当該対抗公開買付けに賛同すること又は中立意見を表明することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ対象者が実際に当該対抗公開買付けに対して賛同意見又は中立意見を表明した場合において、かつ(iii)本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、ダルトングループは、本公開買付者に対して本公開買付価格の変更について、協議を申し入れることができる。当該協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいちずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更しない場合、ダルトングループは本公開買付けへの応募義務を免れることができる。ただし、対抗公開買付けの公開買付期間中に、本公開買付価格が対抗公開買付けに係る公開買付価格以上となった場合には、ダルトングループは、所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。

(エ) 株主総会に関する事項

- ・ダルトングループは、本応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。

- ・ダルトングループは、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

(オ) 本LP持分取得

- ・ダルトングループは、(i)本公開買付けが成立し、かつ、(ii)本公開買付けに係る決済の開始日後、本株式併合又は本株式売渡請求の効力発生を条件として、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に引き受ける。
- ・本LP持分取得が完了することを条件として、本LP持分取得に関して別途締結される契約の定めに従って、ダルトングループ（但し、本LP持分取得により間接的に公開買付者祖父母会社の株主となった者に限る。）は合わせて、公開買付者祖父母会社の取締役1名の指名権を有する。

(カ) 契約の終了

- ・公開買付者は、(i)ダルトングループに本応募契約に基づく義務の重大な違反があった場合、(ii)ダルトングループにおいてダルトングループによる表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合に、本応募契約を解除することができる。
- ・ダルトングループは、(i)公開買付者に本応募契約に基づく義務の重大な違反があった場合、(ii)公開買付者において公開買付者による表明保証の重大な違反があった場合、(iii)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、及び(iv)本公開買付けが開始されたにもかかわらず不成立となった場合に、本応募契約を解除することができる。

上記のほか、本応募契約においては、ダルトングループによる表明保証（注2）、補償条項、一般条項が規定されております。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、概要、①設立及び存続並びに権利能力等、②本応募契約の締結及び履行の権限並びに必要手続きの履践、③本応募契約の締結及び履行並びに強制執行可能性、④必要許認可の取得及び履践並びに法令等の履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、⑧腐敗防止法制、マネーロンダリング法制及び制裁関連法制等への違反の不存在について、表明及び保証を行っています。

(注2) 本応募契約において、ダルトングループ各社は、概要、（注1）の①乃至⑧のほか⑨対象者株式の適法かつ有効な保有、関連クレームの不存在について、表明及び保証を行っています。

② 覚書

公開買付者は、2025年12月17日付で、対象者との間で覚書を締結し、対象者が、公開買付者による本公開買付けの決済資金その他本取引実行のための資金の調達のために公開買付者が合理的に要請する事項について、適時に協力をを行うことを合意しております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は、対象者株式を保有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部または一部が公開買付者に直接または間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当しません。もともと、本公開買付が対象者を非公開化することを前提として行われる本取引の一環として行われることから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を含む本取引の公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 入札手続きの実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者は2025年7月中旬より、本件パートナー候補を対象とした本第一次入札プロセスを実施し、カーライルを含む本件パートナー候補から法的拘束力を有さない第一次意向表明書を受領したとのことです。対象者は、株主利益の確保等の評価基準に照らして、総合的かつ慎重にカーライルを含む本最終候補4社を本最終入札プロセスへの進出者として選定し、2025年9月上旬から2025年10月下旬までデュー・ディリジェンスの機会を付与した上で、2025年10月27日にカーライルを含む本最終候補のうち2社から法的拘束力を有する最終意向表明書を、1社から法的拘束力を有さない最終意向表明書を受領したとのことです。対象者は、カーライルの提示した本取引に係る公開買付価格が、他の本最終候補から提示された本取引に係る公開買付価格との比較において最も高額であったことに加え、本取引後の対象者の経営に係る方針及び支援体制が企業価値向上に繋がると判断し、カーライルとの間で、本取引の実施に向けた最終交渉を行うこととしたとのことです。なお、カーライルが提示した提案と比べて、対象者の株主の皆様にとって有利な条件を提示する本最終候補は存在しなかったとのことです。以上のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保したとのことです。

② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式価値の算定を依頼し、2025年12月17日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。本株式価値算定書（野村證券）の概要については、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置)」の「(ii) 算定の概要をご参照ください」。

なお、野村證券は、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、野村證券の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。また、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置（具体的な内容については「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。）を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

なお、本取引に係る野村證券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングル

プ及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことがあります。本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、森・濱田松本法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

対象者は、本取引は対象者株式を非公開化することを目的に行われるものであること、また、本取引については実現可能性の観点からダルトングループの意向が重要であり、ダルトングループと対象者の少数株主（一般株主）との間で一定の利益相反のおそれがあり得ることから、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除しつつ、本取引に係る手続及び条件の公正性を確保し、もって取締役の善管注意義務の適切な履行を確保する観点から、対象者の独立社外取締役の全員との間で特別委員会の委員候補者の選定について協議したとのことです。その後、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は2025年7月25日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置したことです。本特別委員会は、いずれも対象者の独立社外取締役であり、本件パートナー候補、カーライル、ダルトングループ及び対象者から独立した高田祐史氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）、江上美芽氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）及び樋口活介氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）の3名によって構成されているとのことです。なお、本特別委員会の委員長としては、高田祐史氏が選定されているとのことです。いずれの特別委員についても、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループとの間に一切の利害関係を有しておらず、また、本取引の成否に関しても一切の利害関係を有していないことを確認しているとのことです。また、本特別委員会の各委員に対しては、その職務に係る報酬として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。なお、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年7月25日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i) 本取引の実施に関する対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとすること、及び(ii) 本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当ではないと判断した場合には、その実施を承認しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 対象者が本件パートナー候補との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、本件パートナー候補との交渉方針に関する指示又は要請を行うこと及び自ら本件パートナー候補と交渉を行うことを含む。）、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担する。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること及び(iii) 必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議しているとのことです。上記の権限に基づき、2025年7月、対象者、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループから独立した、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCアドバイザリーを、リーガル・アドバイザーとして、桃尾・松尾・難波法律事務所を選任したとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年7月25日に本答申書の提出の委嘱を受けた後、2025年12月17日に至るまで、合計20回にわたって会議を開催し、本諮問事項について慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、いずれも本取引の成否、対象者、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループからの独立性並びに専門性に問題がないことを確認したとのことです。また、本特別委員会は、本取引の成否、対象者、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）及びダルトングループからの独立性並びに専門性に問題がないことを確認の上、本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCアドバイザリーを、リーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を、それぞれ選任しているとのことです。

本特別委員会は、その上で、本特別委員会に提出された各種検討資料や、その他必要な情報・資料等の収

集及び検討を行うとともに、本取引の内容及び本取引の背景・意義、本取引が対象者の企業価値に与える影響、公開買付価格算定手法の合理性、公開買付者が意思決定をするに至った経緯、対象者とカーライルとの間の協議・交渉の経緯及び内容、その他本取引に関連する事項について、対象者を含め本特別委員会への出席を求めた者との間で書面又は口頭での質疑を行ったほか、各会日間においても、必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等により、本諮詢事項について、慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。また、本特別委員会は、野村證券及びPwCアドバイザリーから、対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、また、対象者から、当該株式価値の算定の基礎とされた対象者の事業計画について説明を受けるとともに、これらの点について質疑応答を行っているとのことです。これらを通じて本特別委員会は、本件プロセスにおけるカーライルの選定過程に実質的に関与するとともに、カーライルが提示する公開買付価格を含む本取引の公正性についても検討し、カーライルとの間で提案価格その他の本取引に係る条件に関する質疑応答も行っているとのことです。これらに加え、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所及び桃尾・松尾・難波法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容、その他本取引に関する事項全般について助言を受け、これらの点に関する質疑応答を行っているとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮詢事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月17日に開催された第20回特別委員会において、本諮詢事項に対する答申内容を委員全員の一致で決議したとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮詢事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年12月17日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、対象者プレスリリースに添付されている本答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、本答申書をご参照ください。

⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、本取引の検討に際して、本取引の公正性を担保するために、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任した桃尾・松尾・難波法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する専門的助言を受けているとのことです。

桃尾・松尾・難波法律事務所は、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、桃尾・松尾・難波法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

本特別委員会は、桃尾・松尾・難波法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして選任しているとのことです。

⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCアドバイザリーに対して、対象者株式価値の算定を依頼し、2025年12月17日付で本株式価値算定書（PwC）を取得したとのことです。本株式価値算定書（PwC）の概要については、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置）」の(ii) 算定の概要をご参照ください。

PwCアドバイザリーは、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、PwCアドバイザリーに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

本特別委員会は、PwCアドバイザリーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

本公開買付けにおいて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、並びに野村證券から受けた財務的見地からの助言及び取得した本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年12月17日に開催された対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（監査等委員である者を含みます。）の全員一致（James B. Rosenwald III氏を除く対象者の取締役5名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、James B. Rosenwald III氏は、公開買付者との間で応募契約を締結しているDalton Investments, Inc.においてChief Investment Officerとして在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約を締結したダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する対象者株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数にあたります。）を上回るものとなります。これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになります。

⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

上記「① 入札手続の実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された上で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しているとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

加えて、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ（法第27条の2第2項、令第8条第1項）、公開買付期間を30営業日に設定しております。公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

公開買付者及び対象者は、対象者に本公開買付けへの賛同や応募推奨を義務付ける合意は行っておらず、また対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、公開買付者は、公開買付期間の設定と併せ、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本件では本公開買付けに先立って本件プロセスが実施されており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて公開買付者が選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。

株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主全員からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、取締役会において、株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときには、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、端数が生じた対象者の株主の皆様に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式のうち1株に満たない端数となった対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者によれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを

行うことができる事になる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況によつては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかつた対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は会社法第179条第2項に規定する株式売渡請求に関する事項が対象者取締役会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）は、対象者取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもつて、本譲渡制限付株式の付与対象者への割当が対象者取締役会で決議された日を含む月から当該承認の日（以下「スクイーズアウト承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）に、スクイーズアウト承認日において取締役が所有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除するとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもつて、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされております。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式売渡請求又は本株式併合の対象とし、上記割当契約書(b)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもつて譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者が協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年12月18日（木曜日）から2026年2月5日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年12月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金6,700円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	カーライルは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者を取り巻く外部環境、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、カーライルは、対象者株式が、金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（6,580円）並びに同日までの直近1ヶ月間、同直近3ヶ月間、及び同直近6ヶ月間の終値単純平均値（5,829円、5,506円及び5,051円）を参考にいたしました。 なお、カーライルは、対象者との協議・交渉の結果、企業価値向上の施策、経営及び事業運営の計画、対象者を取り巻く外部環境、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同及び対象者株主の皆様への応募推奨の可否、並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、本公開買付価格（6,700円）を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 本公開買付価格6,700円は、本公開買付けの公表の前営業日である2025年12月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値6,580円に対して1.82%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値5,829円に対して14.94%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値5,506円に対して21.69%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値5,051円に対して32.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格6,700円は、本書提出日の前営業日である2025年12月17日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である6,560円に対して2.13%のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりです。

	<p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置)</p> <p>本書提出日現在において、公開買付者は、対象者株式を保有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部または一部が公開買付者に直接または間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当しません。もっとも、本公開買付が対象者を非公開化することを前提として行われる本取引の一環として行われることから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を含む本取引の公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p>① 入札手続きの実施</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「① 入札手続きの実施」をご参照ください。</p> <p>② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>(i) 算定機関の名称並びに公開買付者及び対象者との関係</p> <p>対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、カーライルから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月17日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。</p> <p>なお、野村證券は、本件パートナー候補（公開買付者関係者を含みます。）、ダルトングループ及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。）を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。</p> <p>なお、本取引に係る野村證券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したことです。</p> <p>(ii) 算定の概要</p> <p>野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定方法の中から対象者の株式価値算定に当たり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法を、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社が存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」又は「DCF方式」といいます。）を算定方法として採用し、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。対象者は、野村證券から2025年12月17日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得しているとのことです。</p>
--	--

	<p>本株式価値算定書（野村證券）において、上記各算定方法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>市場株価平均法（基準日1）</td><td>: 3,906円～4,302円</td></tr> <tr> <td>市場株価平均法（基準日2）</td><td>: 5,051円～6,580円</td></tr> <tr> <td>類似会社比較法</td><td>: 3,904円～5,816円</td></tr> <tr> <td>D C F 法</td><td>: 5,640円～7,189円</td></tr> </tbody> </table> <p>市場株価平均法では、①2025年7月25日の立会時間終了後になされた対象者株式の非公開化に関するMergermarketによる本憶測報道（Mergermarket）の影響を受けていないと考えられる2025年7月25日を算定基準日（以下「基準日1」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日の終値3,960円、直近5営業日の終値単純平均値3,906円、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,922円、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,931円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値4,302円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,906円から4,302円と、②本公司買付けの公表日の前営業日である2025年12月16日を算定基準日（以下「基準日2」といいます。）として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日2の終値6,580円、直近5営業日の終値単純平均値6,086円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,829円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,506円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値5,501円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を5,501円～6,580円とそれぞれ算定しているとのことです。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社として、大研医器株式会社を選定した上で、EBITDAマルチプル、営業利益マルチプル、純利益マルチプル及び株主資本マルチプルを用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,904円～5,816円と算定しているとのことです。</p> <p>D C F 法では、対象者が過去の実績や足元の収益状況、対象を取り巻く事業環境等を踏まえ、現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2026年3月期から2028年3月期までの3期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を5,640円～7,189円と算定しており、株式価値の分析に際して、旧本社関連資産等を非事業用資産として計上しているとのことです。なお、割引率（加重平均資本コスト）は5.50%～6.00%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法及びマルチプル法に基づき、97,577百万円～131,125百万円と算定しているとのことです。永久成長率法においては、対象を取り巻く長期的な経済見通し等を踏まえて永久成長率0.25%～1.25%、マルチプル法においてはM&Aにおける算定実務において一般的であるEBITDAマルチプルを採用し、対象者の過去の水準等を踏まえ8.0倍～10.0倍としているとのことです。</p> <p>本事業計画は、2026年3月期については、対象者が2024年7月16日に公表した本中期経営計画における事業計画を基に、2025年10月15日付「2026年3月期第2四半期（中間期）及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しました、2026年3月期第2四半期（中間期）及び通期の連結業績予想の下方修正を反映の上、作成した事業計画を、2027年3月期については、対象者が2024年7月16日に公表した本中期経営計画における事業計画を使用し、2028年3月期については、本中期経営計画における事業計画及び本中期経営計画にて公表した2030年3月期に向けた次期中期経営計画を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に対象者が作成したものであるとのことです。</p>	市場株価平均法（基準日1）	: 3,906円～4,302円	市場株価平均法（基準日2）	: 5,051円～6,580円	類似会社比較法	: 3,904円～5,816円	D C F 法	: 5,640円～7,189円
市場株価平均法（基準日1）	: 3,906円～4,302円								
市場株価平均法（基準日2）	: 5,051円～6,580円								
類似会社比較法	: 3,904円～5,816円								
D C F 法	: 5,640円～7,189円								

	<p>野村證券がDCF法による算定に用いた本事業計画においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、医療機関における赤字施設の拡大等、経営環境の悪化を見込んでおり、2027年3月期はオペラマスターの契約施設の増加、プレミアムキットをはじめとする製品の販売拡大を予定しており、2028年3月期についても、オペラマスター及びプレミアムキットの成長を見込むとともに、新規部材やDX商材の拡充等、本中期経営計画に基づく施策が予定通り進捗することを見込んでいることから、営業利益は、2027年3月期に対前年度比較で約4,738百万円の増益を見込んでおり、フリー・キャッシュ・フローは、2026年3月期に対前年度比較で約6,346百万円の減少、2027年3月期に対前年度比較で約2,997百万円の増加、2028年3月期に対前年度比較で約2,257百万円の増加となることを見込んでいるとのことです。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味されていないとのことです。</p> <p>③ 対象者における独立した法律事務所からの助言</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。</p> <p>④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。</p> <p>⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。</p> <p>⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。</p> <p>⑦ 対象者における利害を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。</p> <p>⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定」をご参照ください。</p> <p>⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>詳細については、上記「3 買付等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」をご参照ください。</p>
--	---

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び対象者から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の試算及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておら

ず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。対象者の事業計画については、対象者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は2025年12月16日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであるとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株式等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	21,548,876 (株)	14,362,400 (株)	— (株)
合計	21,548,876 (株)	14,362,400 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（14,362,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある対象者の株券等の最大数である21,548,876株を記載しております。当該最大数は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）から本譲渡制限付株式（10,896株）を控除した株式数（21,548,876株）です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	215,488
a のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年12月18日現在）（個）(d)	—
d のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年12月18日現在）（個）(g)	—
g のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年9月30日現在）（個）(j)	215,913
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	99.80
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) × 100) (%)	99.80

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（21,548,876株）に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数（2025年9月30日現在）（個）(j)」は、対象者の2025年11月12日提出の第65期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記半期報告書に記載された2025年9月30日現在の単元未満株式31,763株から、同日現在の対象者の保有する単元未満自己株式91株を控除した31,672株に係る議決権の数である316個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数（2025年9月30日現在）（個）(j)」を215,913個として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることはできません（以下本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令を発令しようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず（同法第49条）、その意見聴取を行うに当たっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（独占禁止法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月13日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されています。

公正取引委員会から2025年11月20日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同日付で受領したため、同日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から、取得禁止期間を30日間から7日間に短縮する旨の2025年11月20日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日付で受領したため、2025年11月20日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

② 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月14日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりました。当該届出の受理後、2025年12月5日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2025年12月8日付で上記届出を取り下げております。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、公開買付者は、公開買付期間中に、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに再度の届出を行うことを予定しております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をできるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日の前日までに、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公司買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

① 独占禁止法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年11月20日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）	公経企第1321号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 公経企第1322号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、以下の(1)又は(2)の手続に従って、応募してください。

(1) オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）にて公開買付期間末日の16時までに手続を行ってください。

なお、オンライントレードによる応募（<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>）には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンライントレードのご利用申込（注）が必要です。

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）での受付になります。

（注） オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

(2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合（オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。）においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

※ 公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>）をご確認ください。

③ 本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④ 応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

⑤ 外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。

⑥ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

⑦ 対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主等口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（但し、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） ※郵送及びオンライン経由での口座開設の場合はa又はbのうち追加で1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類（但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。）
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（aのいずれか1種類、又はbのうち2種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

- (注2) 取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- (注4) 特別口座からの振替手続
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

- ① オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。
なお、オナライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能ですが。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。
- ② 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。
なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ (<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>) をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	144,377,469,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	3,485,000
合計(a)+(b)+(c)	144,630,954,200

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（21,548,876株）に1株当たりの買付価格（6,700円）を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） 借入期間：1年（満期一括返済） 金利：短期プライムレートに基づく変動金利 担保：預金債権等	12,500,000
計(b)				12,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から12,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月17日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
公開買付者親会社による出資（注1、2、3、4）	140,500,000
計(d)	140,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から140,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

(注2) 公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額のうち73,000,000千円を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権の全てを所有しているカーライル・ファンドから上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、カーライル・ファンドから73,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。さらに、カーライル・ファンドは、Carlyle Japan Partners V, L.P.（以下「CJP」といいます。）及びCarlyle Japan International Partners V, L.P.（以下「CJIP」といいます。）と併せて「主要ファンド」といいます。）から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、CJPから16,993,437,149円及びCJIPから56,006,562,851円（合計73,000,000千円）を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

(注3) 公開買付者は、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社及びカーライル・ファンドを通じて、主要ファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、主要ファンドの出資の確実性を確認しております。

CJP及びCJIPは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。CJPの投資家は、日本国内の銀行及び他の金融機関、保険会社、資産運用会社、公的年金基金、企業年金及び労働組合、投資会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家であり、CJIPの投資家は、日本国外の政府系投資機関、銀行及び他の金融機関、保険会社、公的年金基金、企業年金、資産運用会社である機関投資家並びにファンドオブファンズ及び個人投資家です（以下、主要ファンドの投資家を「主要ファンド投資家」といいます。）。主要ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各主要ファンドに金銭出資を行うことを約束しており（以下、当該上限額を「コミットメント金額」といいます。）、当該各主要ファンドを運営する者（以下「運営者」といいます。）から、投資期間内に金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部の主要ファンド投資家について当該義務が履行されなかった場合、他の主要フ

アンド投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかつた分について、自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する義務を負っているため、各主要ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

(注4) 公開買付者親会社は、上記の出資のために使用的する金額のうち、26,981,000千円を株式会社三菱UFJ銀行からの融資により、19,481,000千円を株式会社三井住友銀行からの融資により、11,688,000千円を株式会社横浜銀行からの融資により、5,454,000千円を三井住友信託銀行株式会社からの融資により、3,896,000千円を株式会社SBI新生銀行からの融資により調達する予定であり、当該各融資の裏付として、株式会社三菱UFJ銀行から26,981,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社三井住友銀行から19,481,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社横浜銀行から11,688,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、三井住友信託銀行株式会社から5,454,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社SBI新生銀行から3,896,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2025年12月17日付で取得しております。なお、当該各融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である各融資証明書記載のものが当該各融資に係る契約書において定められる予定です。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

153,000,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年2月13日（金曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（14,362,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（14,362,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円（注））未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（6,122.5百万円）未満であると見込まれるものを見除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記配当を行う旨の議案を対象会社の株主総会に付議することを決定した場合にも、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかつた場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は284円に相当します（具体的には、対象者が2025年6月19日に提出した第64期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額61,225百万円の10%に相当する額である6,122.5百万円を、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6 第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8 第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	沿革
2025年11月13日	商号をTCG2509株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目5番1号、資本金25,000円とする株式会社として設立。

②【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年12月18日現在

資本金の額	発行済株式の総数
25,000円	4,000,000株

④【大株主】

2025年12月18日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
TCG2508株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	1	100.00
計	—	1	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年12月18日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	—	齋藤 玄太	1974年4月17日	1999年4月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所 2006年7月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 入社 2017年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ディレクター（現プリンシパル）就任（現任） 2022年5月 株式会社CureApp 取締役就任（現任） 2025年11月 公開買付者 代表取締役就任（現任） 公開買付者親会社 代表取締役就任（現任） 公開買付者祖父母会社 代表取締役就任（現任）	—	
取締役	—	ロバート・ウィリアム・ロゼン	1983年10月22日	2005年6月 レズニック・グループ アソシエイト 2006年10月 カーライル・グループ・エンブロイ・シーオー・エルエルシー スタッフ・アカウンタント 2009年12月 カーライル・グループ・エンブロイ・シーオー・エルエルシー マネージャー 2017年12月 カーライル・グループ・エンブロイ・シーオー・エルエルシー ヴァイス・プレジデント 2019年12月 カーライル・グループ・エンブロイ・シーオー・エルエルシー プリンシパル 2021年12月 カーライル・グループ・エンブロイ・シーオー・エルエルシー マネージング・ディレクター（現任） 2025年11月 公開買付者 取締役就任（現任） 公開買付者親会社 取締役就任（現任） 公開買付者祖父母会社 取締役就任（現任）	—	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役	—	スーザン・メイリン・バス	1972年6月28日	1994年9月 グラントソントン オーディタ ー 1996年9月 カーアメリカ・リアリティ・コ ーポレーション スタッフ・ア カウンタント／シニア・マネ ージャー 2000年9月 ホスト・ホテルズ・アンド・リ ゾーツ マネージャー 2001年10月 ファースト・ワシントン・リア リティ・インク シニア・マネ ージャー 2006年4月 フェデラル・リアリティ・イン ベストメント・トラスト シニ ア・マネージャー 2013年8月 カーライル・グループ・エンプ ロイ・シーオー・エルエルシ ー ヴァイス・プレジデント 2019年1月 カーライル・グループ・エンプ ロイ・シーオー・エルエルシ ー プリンシパル（現任） 2025年11月 公開買付者 取締役就任（現 任） 公開買付者親会社 取締役就任 (現任) 公開買付者祖父母会社 取締役 就任（現任）	—	—
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年11月13日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年12月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場							
月別	2025年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価	4,190	4,300	4,955	5,490	5,590	5,600	5,930	6,750
最低株価	3,825	3,660	3,780	4,665	4,985	5,010	5,270	5,600

(注) 2025年12月については、2025年12月17日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

②【役員】

年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月20日関東財務局長に提出

事業年度 第64期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月19日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

事業年度 第65期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月12日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ホギメディカル

（東京都港区赤坂2丁目7番7号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

- (1) 「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年10月27日に公表しました2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期第3四半期配当及び期末配当を行わないこと、並びに2027年3月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細については、対象者が同日に公表した「2026年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	36,504	36,778	38,981	39,100	39,138
経常利益 (百万円)	5,988	6,285	6,653	4,245	3,645
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	4,959	4,370	4,316	2,804	1,520
包括利益 (百万円)	4,419	4,699	5,380	4,310	1,636
純資産額 (百万円)	95,951	79,996	83,678	86,120	74,332
総資産額 (百万円)	105,644	98,967	102,180	100,041	97,895
1株当たり純資産額 (円)	3,182.97	3,296.32	3,446.71	3,547.47	3,447.34
1株当たり当期純利益 (円)	164.03	153.00	177.95	115.57	67.98
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	90.76	80.79	81.82	86.08	75.92
自己資本利益率 (%)	5.23	4.97	5.28	3.31	1.90
株価収益率 (倍)	20.57	21.18	17.84	32.45	70.61
営業活動によるキャッシュ フロー (百万円)	6,854	8,501	9,176	7,117	11,555
投資活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△6,950	△3,812	△1,951	△3,262	△3,917
財務活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△2,500	△11,049	△3,142	△3,892	△5,455
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	19,911	13,820	18,351	18,623	21,334
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,559 (756)	1,476 (507)	1,441 (525)	1,408 (550)	1,409 (462)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第60期及び第61期の「1株当たり純資産額」の算定上、「ホギメディカル従業員持株会専用信託」が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
- また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第61期の期首から適用しており、第61期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	35,813	36,080	38,389	38,569	38,531
経常利益 (百万円)	5,522	5,993	6,270	3,771	2,986
当期純利益 (百万円)	4,669	4,179	4,062	2,097	876
資本金 (百万円)	7,123	7,123	7,123	7,123	7,123
発行済株式総数 (株)	32,682,310	32,682,310	32,682,310	25,256,963	22,535,463
純資産額 (百万円)	88,962	71,977	74,070	74,924	61,225
総資産額 (百万円)	99,829	92,200	93,855	89,892	83,767
1株当たり純資産額 (円)	2,953.36	2,967.27	3,053.56	3,086.60	2,839.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	68.00 (-)	68.00 (-)	71.00 (-)	80.00 (-)	80.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	154.45	146.33	167.48	86.44	39.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	89.11	78.07	78.92	83.35	73.09
自己資本利益率 (%)	5.31	5.19	5.56	2.82	1.29
株価収益率 (倍)	21.85	22.14	18.96	43.38	122.50
配当性向 (%)	44.03	46.47	42.39	92.55	204.16
従業員数 (人)	807	792	769	727	748
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX(東証株価指数)) (%)	102.3 (142.1)	100.3 (145.0)	100.5 (153.4)	120.0 (216.8)	153.6 (213.4)
最高株価 (円)	3,850	3,610	3,695	3,985	5,080
最低株価 (円)	2,985	2,964	2,825	3,010	3,420

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第60期及び第61期の「1株当たり純資産額」の算定上、「ホギメディカル従業員持株会専用信託」が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
 また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第61期の期首から適用しており、第61期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。